
○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和3年第1回下川町議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 一般質問を行います。

お手元に配布いたしました質問要旨の順に発言を許します。

質問番号1番、4番 春日隆司 議員。

○4番（春日隆司君） おはようございます。春日でございます。それでは、質問をさせていただきます。

コロナにつきましては、町民の皆様への命、健康、暮らしを守り、そして地域社会と地域経済を守っていくために、最優先課題としてスピード感を持って、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

御案内のとおり、コロナ禍によって社会変化が起こり、以前と同じ姿に戻ることは難しく、新たな常識が定着しつつある中で、国や道、さらに一定の自治体では、今後のあり方や具体的な方策、政策などを踏み込んで執行方針に示されていますが、本町の執行方針を伺う限り、教育方針の中では後段の部分で述べられておりますが、町政執行方針を見る限りでは示されておらず、ポストコロナ社会の認識に私は温度差を感じておりました。

下川町の歴史を振り返ると、非常時や平時を問わず、国や社会、そして町の課題を先取りする具体的な取組を実践して、見える形となって、それにヒト・モノ・カネが集中し、先行利益というんでしょうか…そこに魅力が作り出され、相乗効果が発現されてきました。

時には、下川町の取組に時代が追い付かず、お蔵入りした政策もございますが、挑戦をし続けてきたと。

そこで、4点ほど所見をお伺いいたします。

一つ目、ポストコロナ社会の下川はどうあるべきか。

二つ目、下川の潜在課題は何で、何を成すべきか。

三つ目、挑戦していくための弊害は何か。

四つ目、下川の旗印…生命線といってもいいんだと思いますが…循環型森林経営の現状をどう捉え、どう発展させようとしているのか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。春日議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

「町民の生活と暮らし、そして地域の営みをどう守り、発展させるのか」についての御質問にお答えいたしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症により、町民の皆様の生活や地域経済にも大きな影響を与え、今まで当たり前であった日常や社会の価値観に変化がもたらされており、前例踏襲主義ではなく、社会の様々な変化を想定した町づくりを進めていくことが重要であると認識しているところであります。

1 点目の「ポストコロナ社会の下川はどうあるべきか」につきましては、産業分野に重点を置いた施策の展開により、足腰の強い産業づくりを進めていくことが、町民の皆様の暮らしを守り抜くことにつながるものと考えており、本町の基幹産業であります農業、林業の維持・発展、そこから生まれる地域資源を活用し、地域内の好循環を生み出していくことが本町のあるべき姿であると認識しております。

2 点目の「下川の潜在課題は何で、何をすべきか」につきましては、人口減少や少子高齢化による担い手不足、後継者不足が潜在課題であり、新たな担い手確保のため、地域外からの移住・定住対策、各分野・産業における後継者対策を積極的に行いながら、町民の皆様の安全・安心な暮らしの確保、持続可能な地域社会の創造を進めてまいりたいと思います。

3 点目の「挑戦していく弊害は何か」につきましては、下川町はこれまで、ピンチをチャンスに、マイナスをプラスに、前向きに立ち向かい、幾度となく地域消滅の危機を乗り越えてきたことが下川の強みであり、挑戦していく上での弊害というよりは、この下川の強みを継承し、自ら考え、知恵を絞り、工夫して行動することが重要であると考えております。

4 点目の「下川の旗印である循環型森林経営の現状をどう捉え、どう発展させようとしているのか」につきましては、町有林では、循環型森林経営の理念を基本としながら、その目的である地域への木材の安定供給と雇用の安定化に努めており、併せて森林の有する公益的機能の発揮など、一定の役割を果たしているところでありますが、若齢級層の資源量が不足している状況にあることから、引き続き資源量の厚みを増す対策と将来的に資源量の平準化を図る対策を講じてまいりたいと思います。

また、町有林の森林施業を担う森林組合の森林整備作業員は、機械化による作業効率の向上を図り、近年は 15 人前後で維持している状況ではありますが、家庭の事情による熟練作業員の町外転出などが増加傾向にあることから、町といたしましても引き続き森林組合と連携し、若手作業員の人材育成や新たな人材確保に努めてまいりたいと思います。

さらに、地元「上川北部森林管理署」との下川地域森林整備推進協定に基づく森林共同施業団地の森林整備を進め、システム販売拡大による地域への国有林材の安定確保、原木ストックヤード共同整備による需要に応じた木材の安定供給などの実績を踏まえ、地元「上川北部森林管理署」との更なる連携を図ってまいりたいと思います。

以上申し上げます、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） それでは、前段の確認をちょっとさせていただきます。

御案内のとおり、執行方針は、それぞれ担当課の方が案を作り、それを町長が成案としてまとめて提示されているところだと思います。

今回の執行方針について、町長の思いがどのぐらい反映されたのか…いわゆる町長がどのぐらい筆を入れているのかということをお尋ねします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 町の今後の方針をこの1年間に託しまして、幾つかのキーワードを示しながら執行方針に織り込みを…共通…という中で入れたところでございます。

特に3年度に向けて、新しい施策として…この後、予算などの審議にも出てまいりますけれども、特定地域づくりの…協同組合の事業や、あるいはまた宅配事業など、こういう新たな施策も政策的に展開していくということを織り込みながら、執行方針を作成したところであります。

また、デジタル化社会や、あるいはまた定住・移住政策、さらにはSDGs推進など、このような既に取り組んでおります政策に対しまして、更に強化をして、推進をしていくという、こういうところを示しまして、執行方針に織り込んできたところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 続いて、基本的な事なんですけど、権限と責任についてお尋ねいたします。

町長は常日頃、最終的には私の責任ということをよく言われます。各課の課題等々、それは担当課でやるわけですけども、責任…それぞれあるわけで、担当課にあり、課長にあると。そして副町長、最終的には町長にあるという、こういうお考えだということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 組織のあり方の基本的なところというのは、そういうような仕組みではないかなと思っております。以上です。

○

議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 組織のあり方はそうなんですけど、ここに松下幸之助さんの言葉を御紹介します。「全ては自分一人の責任という自覚こそ、いつの時代の経営者にも欠かせないものである。」

町長が言われるとおりになんですけどね、私が想定する…指示から結果まで全て私の責任だ…こういう言葉が…思いがあって、職員もしっかり事業に責任を持ってやれるんではないかなというふうに思います。

それで本題ですが、今回の論点は、基本的な理念は町長も私も、ここにいる皆様も共有されていると思いますが、具体的にそれがどういうふう実践され、先ほどもお話ししましたけども…それが形として成っているのかなというところが今回の論点…いろいろ議論ができればなと思います。

まず、先ほどありましたポストコロナで社会が変わるといことなんですが、具体的にどういうふう社会が変わるとお考えでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 先ほどの質問の中にもありましたけども、やはりコロナ前の生活にいかに戻していくことが大事かということであろうと思います。それには住民生活、それから経済活動、さらには社会活動や教育活動、こういうところをコロナ前の状態に少しでも戻していく…そういうような政策、あるいはまた支援が必要になってくるのではないかと考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私が…どういうふう社会が変わるかと思うのはですね、やはりデジタル化というのは大きな…社会が変わっていくんだと思います。人間と人間が接するという機会が減りながら…デジタル化へ行くと。まだまだいろいろ社会が変わっていくんですけども…もちろん新たな生活様式だとか、リモートワークだとか。そうすると離れていても地域がいろんな取組ができる、ここが一つキーポイントになるのではないかなというふうに思います。

それで、私が質問させていただきました、社会がどう変わるかというところの想定が十分必要だというのがですね、例えばですけども…具体的な話として、今、下川町で…コロナもありますし、経営的な問題もありますが、タクシー…これが平日、午後5時で終わっております。いわゆるコロナ前であれば、住民の足が守られて、必要な時に車を使える。

ところが、コロナの影響で社会が変わったわけですね。車はもう無い…例えば町民の方が緊急を要して移動する場合に足が無い…大変これは不便なわけです。救急車というものもあるんですが、それはあくまで救急で。ですから、幸せを実感するというようなことはあるんですが、それだけを捉えると、今まで幸福を実感していた人が、社会が変わることによってですね…やっぱり不安があって、幸福ではなくなるわけですよ。ですから、明確に社会がどう変わるんだと、それにおいて具体的に何をすることによって幸福度が高まっていくと。ですから、これ極めて重要なんだと思います。おそらくこれ…今のままでいくと…御承知のとおり平成26年に79%が住み良いといった町が、平成30年に73%に落ちていきます。これ…まだまだ落ちると思います。極めて重要なのは、社会が変わることによ

て、どうそれに対応した政策を打って、豊かな生活を送るかという条件整備をしていくかということだと思います。

例えばある自治体では、町が支援をして町民の足を確保していると…行政が支援しているということがあります。具体的に…足を守るということで、下川は1社しかないから1社の話になっちゃうかもしれませんが、具体的にこれについて支援を行うことができないのかどうか。急な質問なんですけど、そのへんをお尋ねしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 実態をもう少し調査してですね、そしてどういうところを補完していったり…あるいはまた支援をしていくことが必要なんじゃないかと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 是非ですね、調査をしていただきたいと思います。

それから、私の捉える下川の課題というのが6点ぐらいあるんですけども、今回は全部は…あれなんですけど、これまでを振り返るとですね、事業整備をしなければいけないということで、平成27年以降…投資をしてきているわけで、どんどん足し算をしてきていると思うんですね。そして今になって財政が厳しいということで引き算をし始めた。やっぱり足し算と引き算とバランス良くやっていかなければダメージがあるわけで、地域の活性化ということをいわれているように…足し算引き算ではなくて掛け算だと…こういう話が一般的に…それが活性化の…といわれますが、そこで、移住政策にも極めて…今回すごい成果が出ていると思うんですけど、快適住まい…移住政策の一丁目一番地といえるのかもしれませんが…やっぱり住む所。これ快適住まい事業で1,500万円…これ上限を切ってやっております。10人希望があっても1,500万円、30人希望があっても1,500万円。これ正確にいうと年度当初に要望を取りまとめて、それを政策に反映できるというのが…これは非常に大切だと思うんですけど、去年は1,500万円が…お金が付いたということで2,000万円に上がっています。国の補助金が2,700万円付いている…ですかね今年。

それで、コロナの経済対策もございます。今後、議会は通年議会になります。私が想定する中で…状況を踏まえるとね…家を直したり…移住者がどんどん…先ほど言った…社会が変わる中で多くなってくる。国から今…コロナの対策できます。是非早急にね、需要と供給の…全てバランスを保つことは不可能だと思います…財政の問題から。

でも、新たに補正をしながら需要に応えるという取組をしていただきたいと思いますが、基本的な考え方をお願いしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） いずれにしても、町の運営をしていく上では財源というのが必要になってきます。

そういう意味でも、それぞれの条例の制度の中では、上限額を決めたり、あるいはまたその限度額以内という、そういう表現の仕方をさせていただいて制度を作っているわけでございます。ですから、一定程度は広く支援できる…そういう考え方をしていくことが大事なことでございますので、当初においては…一定程度希望者の数を把握しながらですね、そして年度の中で取り組んでいくということを町としてはやっているところでございます。

国の支援等が…補正などである場合には追加をしてですね、そして救済が少しでもできるようにということで考えているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 定住と移住される方の下支えとしてね。これは地域の業者の方でなければいけないですし、地域の木材を使わなければいけないという、ある程度地域でお金が回るシステムになっております。試算の仕方では、1,500万円の投資で80%が…乗数効果という計算があるんですが…そうすると2億1,000万円の地域内の効果があるということが計算上成り立ちます。是非、コロナの補正で、需要を踏まえながら、積極的に定住政策とセットでお願いしたい…といたしますか、是非政策に反映をしていただきたいと。

それともう1点、やはり年度を通してですね…予算の中でもあったんですが…年度を通してやるとですね、例えば7月、8月に移住されている方とか…どうしても制度の恩恵…といたしますか、制度の活用ができない。様々な問題はあるにしろ、前期と後期に分けるようなことも…いろんな課題があるのは分かるんですが、そういうことにして1年を平準化することによって三方よし…来る人も良い、仕事をする人も良い、木材を使う人も良いということがあるかと思いますが、是非そういうことで検討していただきながら、予算に反映していただきたいと思えます。

それから、もう1点でございますが、デジタル化…先ほど言いましたとおり、下川町の場合、環境モデル都市から未来都市、そしてSDGs。今ですね、国の方で募集しているのが、スーパーシティです…丸ごと未来都市。今回の申請には間に合いませんが、下川町の政策を見るとですね、スマート林業、スマート農業、それから福祉のロボット、IoT、ICT、AI、いろんなデジタルの対応する事業がございます。御承知のとおりドローンで物が運べたり、ドローンで人が運べるような社会になってきます…それが良いかどうかは別ですよ。全部機械に委ねることが良いかどうかというのは…ちょっと議論は後として、是非ですね、これ考えていただきたいと思うんです。丸ごと未来都市…これ特区制度です…資金が付きます。下川の将来のために挑戦し続けるということであれば、SDGsの延長線上踏まえて検討していただきたいと思えますが、是非お願いしたいと思えます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） スーパーシティ構想についても一定程度は理解しているところではありますが、いずれにしてもSDGs未来都市としてのあり方をしっかり構築させていくというのが大前提だと思います。その上でスーパーシティ構想などに町として取り組むことが本当にメリットがあるのかどうかという…そのへんも情報収集しながら最終的に判断してまいりたいなと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 今回の論点なのですが、やはりSDGsも…言葉尻を取るわけではないんですが…SDGsのあり方を構築していく…基本的な理念とか考え方は…もう良いとはいいませんが、具体的にSDGsのあり方を構築するのではなくて、SDGsに基づくものの具体的に行動を起こすという時にきているんですね。ですから、なかなか…構想は良いんですけどモヤモヤ感みたいなのが非常にあって、具体的にどういう取組をして、それがどういう成果になって、どういう効果が生まれているのかというところが、下川町における一つの課題なのかなというふうに思います。これはいつの時代も課題は課題なんですけど…是非、これから秋にかけて二次募集もある予定でございますので、積極的に挑戦をし続けていただくということで検討していただきたいと思います。

それから、次に、下川の生命線であるものでございますが、基本的理念はもちろん共有をさせていただきました。以前から…毎回毎回同じような質問をしてと思われているかもしれませんが、やはりここが下川の生命線であるということでございます。

それで、結果的にですね…しつこいようですけど…分析しますと、令和2年度の移住者もすごく多いんですよ、本当に現場サイドで頑張られて。ところが見てみると、やっぱり人口が…その部分が反映され、それ以上に流出する…先ほどありました林業担い手の方が3分の1、4分の1に落ちている。一方で農業は雇用吸引力もあって…そこはもう非常に雇用拡大をしている。それから移住者もしている。でも、人口が今なお減少し続けて、必要以上に落ちているというのは何が要因なのかと。僕は…一つは林業だし、それからここに住み続けられない、ここに失業者が多いということは現実的にはないわけで、このバランス…地元の人が出ていく…林業含めて、基本的にどういうふうに…なかなか移住の数値が人口に反映されてない、このへん町長どういうふうな認識でしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 自然現象と社会現象という中で、自然現象はどうしても…高齢者が非常に多くございますので、亡くなる方が多いというのは…実態であります。併せて出生数も減少気味であるということで、ここで自然現象においては非常に大きな数値になっているわけであります。

その一方で、社会現象については、これは今議員が仰るように、地域内に仕事が無い、あるいはまたどうしても家族の関係で町外に転出していかなければならない、いろいろと家族によって事情があろうかと思えます。

そういう中で、事業者の方々の経済活動というのがしっかり構築されてきませんと雇用につながってこないということが大きな命題ではないかと思っております。ですから、企業経営者においては、企業理念をしっかり持って、企業ビジョンを持って、さらに企業経営を行っていくという、ここに従業員の方々の雇用の場が生まれてくるものだと考えております。ただ、町では、その企業経営の理念やビジョンや、あるいはまた経営の内容まで町が入ってですね…なかなか進めることはできない。その企業の中で弱体化している部分、あるいはまた支援していかなければならない…そういうところを町として支えていきながら、経済活動を少しでも充実してもらおうということにつながっていくのではないかと思っております。

そういう意味でも、この5年間、私が取り組んできた定住移住政策でおよそ100名の方々が転入されてまいりました。その一方で、約15%の方々が転入者の中で転出されたという数値も挙がってきております。ですから今後はですね、定住移住政策、さらにそれぞれ業種、業態ごとに強化をしていながら、どういう方々を受け入れていったらいいのかという、こういうような施策を…少し厚みを増してまいりたいと思うところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） そのとおりなんです…5年間で100名、そのうち転出する人が13名…これ本当に移住者が多いというか…成果が出てる。ですから、今やらなければいけないのは、移住者の中でも…この前からお話をさせていただいてますとおおり…不特定多数の人ではなくて、やはり産業に関わる…農業、それから林業、そういうところの担い手確保というのは大変な問題になっているので、地域の下支えをする…まずは移住政策の最初に掲げるのはそういう人たち…下川に来てくださいと…下川はこういう町ですと。

ちょっとですね、私がお話してもなかなか理解が得られないので、2代前の町長がですね…本を出版しております。この機会を借りて、是非皆様と共有させていただくと同時に、今日、町民の方、それからYouTubeなどを見られている下川の方にも、是非、下川の思いを伝えさせていただきたいと思っております。

「下川の基本は農業プラス林業と思っている。人目に付くことで効果があるように思えますが、一方、地道で基盤になる取組をしていかないと力が付かない。時間がかかっても自分たちの資源と独自の産業を持つ必要があるんです。それから、町民の喜怒哀楽が表に出てこない生活もあるわけで、その基本を…生活基盤を確立し、生活に厚みを付けていく、それが本当のまちづくりだと思う。私は山が好きでやってきたわけではないのです。山に町の将来がかかっていると思うから真剣になるわけです。」

そして、まだまだ…これは是非機会があれば共有して、町長もそうだと思いますが、僕らもここに今現在立っていること自体が…やっぱり先輩たち、下川の歴史があるからこそ、ここに僕らは居れるんだと思います。ですから…全てを美化するという意味ではないのだけは…誤解しないでください。

「建物や橋などの建造物は年とともに色褪せるが、森林は年とともに育ち、価値を増し続けていく。この資源を受け継いだ次世代の者が、町の安定的な発展にかきまわらないはずが

ない。」

こういうふうにも…また機会があれば御紹介させていただきますが、やはり強い信念と行動力を持って実践されたんだと思います。

そんな中で、森林に関する事なんですけども、林業従事者が近年なぜ減少しているのか。

家庭の事情…そうなんでしょう…広くいうと。人材育成といいますけど、具体的に…先ほどあったようなことを踏まえて、林業従事者不足を解消するために、具体的に解決策というのはどういう方法があるんでしょうか。町長からいわれると…林業の…基本的には事業体がしっかり考えてくださいということになるのかもしれませんが、私は…やっぱり一度ですね、右肩上がりといいますか…勢いがある時は追い風でいいと思うんですが、一方で落ちかける時に…やっぱり相当なエネルギーがかかってくるんだと思います。ですから、解決していくのであれば、今を残してはないと思うんですね。非常にエネルギーがかかってくる。解決策として人材育成だとか、高校…とありますが、どうお考えでしょうか。どうすればいいんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 元町長の原田さんの冊子というのは、本当に私どもも学ぶところがいっぱいあるんじゃないかと思っております。

そういう中で、やはり時代のタイミングというのがあります。町は循環型森林経営を目指す際に、やはり町有林を増やしていかなければならない。そこに国有林を買い受けできる…そういう規制緩和があって、さらに起債がその時に上手く受けることができたという、そういうタイミングの中で10年かけて約2,000haの森林を購入することができたわけでありまして、これが循環型森林経営…いわゆるドイツから生まれた法正林の思想が本町に生まれてきたものと考えております。これは私どもとしては、しっかりと受け継ぎながら持続可能なものにしていくという、そういう理念の下に今後も取り組んでまいりたいですし、今後の若い人たちにもその理念や思想というのを受け継いでいただけるように努力をしてみたいと思っております。

例えば林業関係の事業所において、一つ例に挙げますと、森林組合というのはある意味では半官半民的な要素も持っている事業体でございますけれども、過去には人材の登録が数十人居た時代がございました。しかし現在は、そのへんが非常に厳しいものがありまして、ほとんどゼロに近い登録者数になっております。

その背景は何かと…いろいろ考えますと、これは林業界ばかりではなくて、3Kや4K、5Kといわれている…汚い、きつい、暗い、休日が無い、給料が安い、様々な条件不備によって、若い人たちがそういう業態、業種に憧れを感じていないというのがあるわけでありまして。

そういう意味では、27年度から進めております旭川の農業高校森林科学科の子供たちの受入れ、それから新年度から始めようとしております専門学校受入れ、こういうところを厚くしながらですね、下川町の実態や森林の魅力、作業の楽しさ等々、こういうところを伝えていながら、一人でも多くの人たちが下川で就業できる場を創造してまいりたい

と、このように考えているところでございますので、御理解を頂ければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私はちょっと認識を違って持っていて、下川も今…全国レベルの…と思いますけど、全国的に見ると、林業の担い手を政策として掲げ、新たに新規事業体を作って、そこに林業の担い手がどんどん入っていくと。下川町も残念な事に、このたび、林業の人材であり…素晴らしい方が出ていかざるを得なくなった…出ていくという実態もでございます。

ですから、まずやれる事は、タウンプロモーションで人材を…U・Iターン定住を求めるのは、やっぱり基幹産業の担い手。御承知のとおりですね、どこの町もそうですけども…資源があるところ…農業、林業がしっかり下支えをし、そこに商工業が入り、そこにいろんな産業が生まれてくるというのが…これ実態です。

町有林の実態を見るとですね、やはりそこに新たに雇用の場を作り森林を守る、それによって森林に関わる森が育ち、働く人たちが増え、そして公共事業の場でもあるわけです。

ちなみに2年ほど前を見るとですね、一般土木と林業土木と同じ比率になってきているんですね。ある時は50%、下川町の建設業というのは、基幹ではないけども、僕は今は基盤産業になっているんだと思います。ですから、仕事を作っていくためにも、町有林…公共事業だけではなくて、働く場所をしっかりと森に求める、農業に求めるというしっかりした理念を再確認して、具体的に行動を起こすというところに来ているんだと思います。

それで、森林整備もですね、法正林…一定程度植えて伐るという。御存知のとおり、環境…生まれてからですね、一定程度植えて、一定程度伐るというのは、環境に対してとか…生態系でどうなんだろうという問題が投げかけられてもおります。ですから、法正林思想は思想として、現代社会に合った環境を維持しながら、下川町の森林整備のあり方、森林がどう社会に役割を果たすのかというところを関係者みんなテーブルに立って、皆さん共有して、そういう取組ができないでしょうか。事業者の方、町民の方、全ての…今後下川町の森林がどういう位置づけで、どうしていくのかと。是非こういう取組を新年度でやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 町は様々な施策を公開し、そしてまた住民の皆さんに届けているところでございます。

先ほど議員も仰ってましたけども、今、スマート林業等の取組については、ストックヤードをはじめドローン活用など、こういうところを駆使しながら、林業界の…少しでも仕事が増え、そして雇用が生まれることを考えているところでございます。

ただ、理念や思想だけではなかなか実態と噛み合わないところがあります。私も民間の企業経営をしておりましてけれども、やはり実態はそんなに甘いものではありません。思

想や理念だけで経営というのはできるものではありません。そこに様々な…パートナーを作り、そしてしっかりしたビジョンを作成しながら、そして企業経営を進めていくことが求められておまして、そのへんのサポートを行政として少しでも進めることができれば、企業の経営活動の一端を担うことができるのではないかと考えているところでございますので、御理解を頂ければと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私の質問からちょっと逸れた回答だったんですが…続けていきます。

下川の現状からすると、林業の担い手、後継踏まえてですね、森林組合、それから民間が2事業者ございますが、新たなフィールドを設定して…林業には生産林から環境林から、林業施業も主伐型から環境保全型から従来の方法から立木から…いろんな多種多様なものが時代によってあります。

是非ですね、将来を考えて、こういう言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが…良い方で理解してください。既存の事業の牌を奪い合う…いわゆるゼロサムゲーム…そういうことを求めているのではなくて、新たなフィールドを作って…毎年、森林も買っているわけですよね…新たなフィールドを作って、そこに新たな担い手を確保し、そういうビジョンを出して、地域協力隊、それから定住促進を図る…移住を図る、そういうビジョンを示して移住政策を図っていく、それで森林の基盤がしっかりしていくと。

こういうことを踏まえて、町民の皆様と議論をして、町民の皆さんの財産である町有林をどういう形で良い方向に持っていくかということをやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 考え方は素晴らしいと思います。いろんな意見を聞きながら、そしてヒントを得たりアイデアを頂いたりという…そういうことは常日頃やっているところでございまして、今後もそれに少しでも効果の上がる、成果の上がることを進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 今回、非常にがっかりしたのは、町長…公式の場でふるさと納税制度1億円を目標にしているということなんですが、予算を見るとですね、今年の実績以下なんです。これは担当の課題だから…それはそれでいいと思います。

それで、委員会の中でもお話をさせていただいたんですが、是非やっぱり1億円を目標に…旗印を示して、そして下川のふるさと納税の一番はですね、やっぱり森林づくりに対する納税なんです。

ですから、先ほどありましたとおり、新たな森林整備に関わる、例えばふるさと納税で森林を取得する、そしてそこに新たな森林の担い手を確保し、森林の事業を創造していく。国民の皆様の…ふるさと納税の皆様の森林であると。そういう…例えばですけども、是非その1億円…目標にするということなんで、そういうことを踏まえて実現をしていただきたいと思いますが、ふるさと納税と…先ほど言った…戦略戦術が必要だという話ですね…いかがでしょうか、そういう取組というのは。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） この1年間、やっぱりコロナの関係で自宅で過ごされる方々が多くなって、本来、納税ですから…取り寄せというイメージでは困るわけでありませけれども、しかし実態はそれぞれの町の特産品をお送りさせていただいて納税額を増やしていくという考えでありまして、本町でも当初の数字よりは…2年度は上がっております。しかしまたこれが収束して、今までどおりの施策でありますと、どうしてもコロナ禍前の数字に戻ってしまうということがあります。ですから、今後においては、更に知恵を出してですね、ふるさと納税額…私が申しました1億円を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

また、ふるさと納税の企業版についても、非常に有利な税法になってございますが、現在のところなかなか企業訪問というのが許されない状況でございますので、このへんはまた収束後に向けてですね、いろいろと企業へアプローチをしてまいりたいと、このように考えているところでございますので、御理解頂ければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） ごめんなさい…否定するわけではないんですが、先ほど答弁にあったように…弱みを強みに…チャレンジするという…厳しい言い方かもしれませんが、やっぱりそういうのは実践をするという気構えがあるとね…落ち着いてからでなくて、テレワークだっていろんな事だってできるわけですよ。企業版も…これ僕ね…4年前…5年前から同じ事を言って…今日の論点なんですけど、やっぱり具体的に形にすると、そういう時にきてるんだと思うんですね。

是非ですね、具体的な成果が見えるように、これから…年度途中になるのかもしれませんが、1億円…しっかり方針をして、ちょっとお話したんですが、町民の皆さんが一つにまとまるきっかけでもあると思うんですね…皆さん紹介してくださいと…知人、友人。その代わりキャッチボール…フォローがしっかりしてなければいけないんですが、そうすると…知人、友人を紹介してですね、相当な理解者が得られると思います。是非ですね、具体的な戦略を練っていただいて、かたちとしては是非是非…コロナ禍を迎えて一歩踏み出そうではございませんか。

それから、先ほど言いましたとおり、もう一つ…皆さんが共有して早急に…5月でも6月でもいいですからやらなければいけないという案件でございますが、下川町には森林づ

くり条例というのがあります。私が今お話した中に、やっぱり町民の森林ですから、町民みんなで共有しながら…連携しながら、町民参加の下でやろうというのが森林づくり条例の基本です。ですから、町長…やっているということなのですが、森林づくり条例…もう一回しっかり皆さんで共有してね、そこには循環型林業から森林づくりから…森林づくり条例の基本的な事が書かれています…平成 16 年かな。これに基づいて、やっぱり現状を踏まえて、これで生きるんだと、これで生きてきたんだと、そういう明確なメッセージを…町民が一丸となって作り出して下川の未来に行こうと、コロナ禍でも新しい社会でも行こうと、そういうふうなかたちを是非具体的にしてほしいと思います。

もう 1 点、それを踏まえて、森林づくりを変えるのがいいのか、新たなものを作るのがいいのか…あるんですが、下川は森林がベースであり、農業の基盤がベースであります。

それから水源地の…川上です。御案内のとおり…一般的にオープンになってるから言ってもいいんでしょう…外国資本による水源地の確保、それから水資源地の確保というのが今非常にタイムリーな話題となって…。下川町の場合、27 年度に…北海道の条例を事前届出、保全地域内の土地取引に係るという事前届出…権限を委譲されて下川町がやるようになってます。この前聞いたら、うちの町はそれはないと思うということだったんですが、是非ですね、下川町は森林づくり条例を踏まえて、下川の森林、水源地を守る、農地を守るという基本的な理念を定める条例…早期に、そして、いろんな弊害が起きないように早急に…3 か月ぐらい…町民の理解を得ながら定めて、6 月の議会には出すような…こういう取組を是非考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 他の自治体でもそういう取組をしているところがあります。特に外国資本に…非常に危険にさらされているところもあります。ただ、本町の場合については、まだそこまで現状としてはないのかと考えてございます。

しかし、今後またそういうようなことが起き得ることもありますので、町としてはそういう背景をしっかりと見極めながら、そういう条例が必要かどうかというのは今後の課題として取り組んでまいりたいと思いますので、御理解頂ければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 僕の考え過ぎかもしれませんが、あえてその外国資本って…出したくないなと思ったのは、町長も先ほど言いましたとおり、民間企業であり、ビジネスとして生きていくところは、これを聞いて…下川まだないんだと…そういうところまで危惧するわけです。今までないからでなくて…是非、下川の森林、土地、農地、それから水源地をしっかりと守ろうというところを…大変かと思いますが…やって、次の世代にも間違いがないように、是非これはやっていただきたいと思います。

それから、重複になりますけど、森林づくりにも町民云々と書いてますので、下川の町有林のあり方、是非是非検討していただきたいと思います。

次に…時間がなくなりましたので質問をしようと思いますが、先般の除雪費の時に質問させていただいた、予算主義の関係ですね。

予算の原則、それから事前予算とか、地方自治法において分かりやすい言い方をすると、予算を最初決めて、そしてそれに基づいて事業をするという…請求があつて払うというようなことなんですが、それについて例外規定があるのか、そのへんをどうお考えかお聞きいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 事前に頂いておりましたので、それに基づきながら答弁をさせていただければと思います。

まず、1点目の質問で、「予算措置がなされない執行は可能か」についてでございますが、地方自治法第232条の3第1項におきまして、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為…いわゆる支出負担行為といいますが…これは、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」とされてございまして、予算が無ければ支出負担行為をすることはできないことになっているわけでありまして。

同じく2点目の、「出来高払いが可能か」ということでございますが、出来高払いは、例えば1時間あたりの金額を定めまして、数量に応じて支払い金額が変わる単価契約のことを指しているのではないかと思います。このような契約の場合、支出負担行為といたしまして整理する時期は、下川町財務規則第51条関係別表第2に基づきまして、「請求のあったとき」になりますので、この時期に予算措置がなされていれば、支出することが可能となるわけでありまして。

同じく3点目は、「例外規定はあるのか」についてでございますが、例えば先ほどの単価契約の場合において、支出負担行為として整理する時期である「請求のあったとき」に予算額に不足が生じた場合、地方自治法第217条第1項において、「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳出予算に予備費を計上しなければならない。」こととされておられ、予備費を充用して支出することが可能となっているところでございます。

質問に対しましての答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 今のは論点がちょっと違ってるんですが、私が言うのは、いろんな予算主義の中で、地方自治法で…皆さんの理解が得られると思うんですが…予算の原則から、会計年度の原則から、事前議決の原則から、暫定予算から、いろいろルールがございまして。つまり、予算の執行に当たっては議会の承認を必要として、議会で承認された予算の範囲のみそれを執行することができるという、こういうところで確認すること自体が…本当に…僕は…思うんですが…今の話でいうと、債務負担行為は…当然です。そうすると今の論法でいうと、予算を決めてなくても契約に基づいて事業を発注して、事業をやつて、そしてその時に予算が無いから予算を議会が後で承認して、その予算を担保に支出負

担行為を取って出すという話ですよ。それが本当にできるんですか。あまりこういう場で…あれですけども、最後に、今回の支出に不適切なものがなかったと言い切れるかどうか確認をして終わりたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今回の支出の件に関して、不適切な点がなかったかということでございますけども、先ほど答弁でもお話したとおり、支出負担行為というのが自治体の経理をする上で非常に重要なところになってございまして、こちらについては当然予算がなければできないということになってございます。

そういった意味で、今回の支出については、予算があるかないかというところについては、先ほど例外規定で…予備費の充用ということもございましたけども、全体的な予算があるかないかというところ、つまり…ある一定程度、流用という部分も認められて…例外規定に入るんだと思うんですけども、そういったところがございます。

例えばですけども、修繕料 100 万円しか予算がなかった、急に壊れた所で修繕をしなきゃいけないといった場合に、需用費の中で全体の予算があれば、それは発注という形では当然できるというふうになっておりまして、当然必要な予算については、その後、足りなくなれば補正予算で対応するということになりますけども、そういった形になってございますので、今回の件については問題ないというふうに認識しております。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 僕もね…分かって聞いてはいるんですけど、そうしますと…流用した決裁見せてください。流用したら流用戻入れをしなきゃいけないんですよ。そうすると今回、委託費の除雪じゃなくて、工事請負費の補正をしなきゃいけないんですよ。地方自治法に基づいて流用できるのは、款と項だけなんです。目で流用は認められてますよ…そうすると流用戻しは認められてないでしょ。だから流用したというのであれば決裁をもって、それで予算が確保されて、そして事業をやっていただくというのがルールじゃないですか…先ほど言った予算の原則からね。

戻入れをするのであれば、今…そうですよ…工事請負から流用しているんなら…修繕から流用しているんなら修繕に流用で補正予算をして戻入れしなきゃいけないことになっていと思いますよ。まあいいです…不適切じゃないという理解でいいですね。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今回については、不適切ではないというふうに認識しております。

今、流用の話を…例えばの話で申し上げましたけども、今回流用したということではご

ございませんので、全体の予算…つまり委託料の中での範疇ということになってございます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 不適切でないと断言しましたね…確認する必要はないですけど…分かりました。議会が後で議決すればいいという話ですね。事業が進んじゃった後に、お金は使っているけども予算が無いと、それを議会が…後で予算が提出されて、そこで議会が認めればいいと。これ…だから…認めなければどうなるのかという話があるんですよね。

だからこれ…議会に対して…何ていうのかな…議会に対しても投げてこられているんだと僕は思うんですよ。予算を使っちゃって…議会認めてくれと…これ認めなかったらどうなるんですか。だから、議会に対して僕はものを投げられてきているなという認識でおります。時間が無いんで結構でございます。不適切ではないということだけは理解しました。

○議長（近藤八郎君） これで、春日議員の質問を閉じます。

ここで、換気のために5分間休憩いたします。

休 憩 午前11時

再 開 午前11時 5分

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開します。

質問番号2番、7番 小原仁興 議員。

○7番（小原仁興君） 本年2月21日、栃木県足利市に発生した山火事に加え、2月24日に発生した東京都青梅市の林野火災は、どちらも数日にわたり、甚大な被害をもたらしました。本町近隣でも一昨年の5月下旬に山火事が発生しており、本町の林野火災もいつ発生したとしてもおかしくなく、他人事ではないと感じました。町民におかれましても、これからの季節柄、火の取り扱いには十分注意をいただきたいと存じます。

さらに、本年は東日本大震災の…あの甚大な地震と大きな津波の被害から10年が経ちました。月日の流れの速さを痛感するところではありますが、今も心に大きな傷を持たれている被災者の方々を思いながら、記憶の風化とならないよう、本町としても災害を想定しながら想像を巡らす、不断の努力が必要なのだと感じます。

本日は、本定例会で町長、教育長が公表された執行方針を基に、考えをお聞きしますとともに、脱炭素社会に菅政権も舵を切ったことから、本町も先んじて取り組んでおりますこの取組にも、私自身、不認識や不勉強な部分が多くありますので、確認をしながら理解を深めていきたいと存じます。

町政執行方針についてであります。今回は町政執行方針について、以下の5点について伺います。

1点目は、町政執行方針において「農業後継者育成を支援する」とありますが、現下具体的な支援は何かされているのか伺います。

2点目は、「一人就農者の団地化を図り、協同で就農できる体制を構築する」とありますが、どのような基本理念でこの考え方となり、どのようなイメージでこの施策に取り組むものなのか伺います。

3点目は、一の橋バイオビレッジ構想として「熱供給システムを活用した産業を創出する」とありますが、現時点で産業の広がりを見せる業態の参入は考えられているのか伺います。

4点目は、行政執行方針に商業業者について施策に触れられていないようでありまして、業種によってはコロナの影響を色濃く受けており、行政としての考えを示すべきと考えますが、本町の考えを伺います。

最後に、行政執行方針にアフターコロナについて触れられておりませんでした。行政としての考えを伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 小原議員の「町政執行方針について」の御質問に答えたいと思います。

まず、1点目の「農業後継者育成の具体的な支援について」であります。下川町農業振興基本条例の新中核的農業担い手対策事業に基づき、継承予定従事者等が行う新たなチャレンジ事業に要する費用の助成及び情報交換等のために行う研修費用の助成や、施設、機械等整備費用につきましても、対象者1回限りの制限を設け助成を行っているところであります。また、農業後継者を確保するため、農業担い手育成奨学金事業により修学に必要な資金を貸し付け、卒業後5年間、自家の農業に従事したときは、償還を免除しているところであります。

2点目の「一人就農者の団地化の基本理念とイメージについて」であります。本町の農業経営者は高齢化が進んでいることに加え、後継者のいる農業経営体は20%となっており、高齢化や労働力不足により、規模縮小や農地整理を行う傾向にあることから、担い手の確保が喫緊の課題となっているところであります。その一方、コロナ禍において都市部を中心に本町への新規就農の問い合わせが増えており、この中には単身での就農を希望する方も多くいらっしゃるところであります。

本町の農業を守り、これからも振興させていくためには、担い手確保対策として、一人就農の希望者を新規就農予定者として受け入れ、一人就農を安心して実践できるための対策として、一人就農者を含む新規就農者による団地を形成し、相互が協力し合いながら就農していける体制の構築を考えているところであります。

次に、3点目の「バイオビレッジでは、熱供給システムを活用した産業を創出するとあるが、現時点での産業の広がりを見せる業態の参入は考えているのか」という御質問につきましては、現状、菌床しいたけの栽培と王子ホールディングス株式会社による薬用植物の栽培に活用しているところであります。今のところ新たな業態の参入は予定されておりません。ただし、特用林産物栽培研究所では、タラの芽の促成栽培を試験的に行っており、将来的に熱エネルギーを活用できないか考えているところであります。

次に、4点目の「町政執行方針に商業者についての施策が触れられていないが、業種によってはコロナの影響を色濃く受けており、行政としての考えを示すべき」という御質問につきましては、町政執行方針の第4、産業の1点目、産業振興の中で、中小企業について触れており、商業者につきましては、中小企業の一つに含まれているところでございます。

また、コロナの影響に関する行政の考えにつきましては、町政執行方針の冒頭で触れましたとおり、町民の安全や生活、地域経済を守るため、新型コロナウイルス感染症の影響や、国・道の施策を見極めながら、必要な対策を行っていく考えでございます。

最後に5点目の「町政執行方針にアフターコロナについて触れられていなかったが、行政としての考えを伺う」につきましては、町政執行方針のはじめに、「経験したことがない事態」であり、「最適な答え」を導きだせるよう収束が見えない中で、4点目の答弁同様の町民の安全や生活、地域経済を守るため、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、更に必要な対策を行ってまいります…と述べさせていただきました。

また、前段、春日議員の質問にお答えした内容と重複する部分がございますが、全国的に新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、長期化が懸念され、地域経済にも影響が出ているところであり、その影響から町民の皆様の暮らしを守り抜くためには、特に産業分野に重点を置いた施策を展開し、コロナ禍以降の中・長期的な視点におきましても、社会の変化を的確に捉えながら、足腰の強い産業づくりを進めていくとともに、町民が安心して生活できるよう決意しているところであります。

以上申し上げます、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 今回の質問で、農業後継者に対して修学に関する補助があるということの確認が取れました。再質問で用意はしておりましたが、これは取り下げながら次の質問に行きたいと思っております。

一人就農者の道…これ大きな決断だったと思われまます。団地化…これ農業用語で土地を取りまとめるって意味の方が強く出ておまして、私や同僚議員がこの文章を読むと、どこか1か所に一人農業者が固まるようなイメージをどうしても受けてしまいます。そのような考えなのかどうなのか、まずは回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 団地化でございますので、複数その適地をいろいろと検討しながら進めているところでありますが、まずは一人就農者の…数にもよりますけれども…団地化1か所をまずスタートさせてですね、その後また次の展開を図れるようにいろいろと検証してまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 私の高校時代の同級生からちょっと話を伺って、一人農業っていうのは非常に厳しい世界だになってちょっと痛感したことがあったんで、ここで…相手の身元が分からないように…ちょっと話をしたいと思うんですけど、農業研修で入っていった酪農家のところで、今年2月の大寒波で畜産の酪農家の牛舎の中で水が止まっちゃったそうなんです。それで排出する糞を出すコンベアーも一緒にチェーンが切れてしまった。

声を上げることをしないまま…半月そのまま過ごしたんだそうです。そうしたら援農で行った時に、除糞だとか…水が出てなくて牛が悲鳴上げてる…本当に見てられない姿だった。

この業界知ってる方…よく分かると思うんだけど、牛の乳を絞るっていうことは牛が身重だってことなんですね。毎日のように子牛が生まれる…そんな状況で糞の除糞がされてない、乳を出すための水も飲めない、これちょっと酷い話だになって…そこまで本町ないとは思いますが…ないとは思いますが、一人農業をやる…本町でも実績あるからこんな話になったんでしょう。でも、そこらへんは私どもが声を上げるのか、行政の方から振り向けるのか分かんないけれど、意識してそういうところに顔を向けながら…大丈夫かって気をかけるっていうことは、ひとえに大事なことなんだろうなと思った事案でありました。

同時にですね、一人就農の道…大変考えていただいて、私自身もいろんな思いはありながらも評価しているところでございます。というのも、選択肢が広がる…これ大変良い事でございます、団地化の選択肢だけでなく、本町も例外に漏れず高齢化が進んでございます。前までビニールハウスがかけれたところが、どんどんかける余力がなくなってくる…どんどん体力が落ちてくる。私が言ったら本当に世間から叱られるけど、私も今そのただ中にある。そうやって落ちていく労働力と、これからやっていきたいっていう…就農したい後継者となり得るところが上手く合致しながら、そこらへんをリンクしながら、上手く部分経営移譲しながら、その場所に居着いてもらう。本町の農業者にすごく理解を請わなきゃいけない部分だとは思いますが、そういう考えもあってもいいのかなど…それは先ほど紹介した、一人で苦しんでもがくってという部分を避けるための一つの策だと私は考えますが、そういう考え…どう考えてるかちょっと所見というか…所感を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 今、小原議員の方からいろいろ事例も含めてですね…質問を頂きましたけども、今、町として一人就農をイメージしてるのは…どちらかというと耕種関係の一人就農者を期待してるところでございます、それも国の地域おこし協力隊の制度で支援員というかたちで募集をいたしまして、そして支援という立場で農業の担い手になっていただくという、そういう将来像を描いてるところでございます。

いずれにしても団地化ですので、年次とともに複数の方々が協力関係を作っていくながら、そして一人立ちをしていただくと、こういうような将来像を描いております。

いずれにしても一定程度、町としては多くの方々の応募があった場合には、条件が合う

かどうかというのもしっかり見極めなければならないですし、本人の熱意とか将来ビジョン、こういうところもいろいろと見極めなければならないところがあるんじゃないかと思っております。

これまで本町においても一人で就農された方々もいらっしゃいまして、そしてまた地元で結婚された方々もいらっしゃいます。そういう意味でも、将来、営農ばかりではなくて、暮らしも変わっていくという、そういうことも視野に入れながらですね、迎え入れの体制をしっかりと取っていきたいと思いますので、御理解を頂ければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 一応そういうような考え方もあるんだということをちょっと御理解いただきたいということで、3点目に移りたいと思います。

バイオビレッジ構想…タラの芽の試験栽培をやられてる…私初めて…今この回答を見ながら「そうなんだ」って思いました。とは言いながら、町政執行方針にうたわれている以上、まずそのバイオビレッジ構想で発生するボイラーから熱の余剰っていうのがある前提でこの提案されているものと思います。どれぐらいの熱の余剰があるものなのか、まずそこから伺いたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 大変申し訳ございません。今、私…資料を持ち合わせておりません。後ほどお答えしたいんですけども、調べる猶予を与えていただけますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） あるかないかだけでいいです。余剰があるんですね。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） どのぐらい余剰があるか、私もちょっと把握しておりませんが…あると思われましてしか言いようがないです。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 確証の得れない質問は…ちょっとするべきではないと思うんで、この質問はやめたいと思います。

では、アフターコロナについての質問でございます。

今後この先の施策としてですね、地域経済を回す施策と、戻りきらない経済を補助する機能、こういう部分のところで施策を打っていく必要があると思われます。

そこで、本町単独で財源を組んで何かを補助するだとか、支援するとか、そういうふうな財源補助をする予定はあるでしょうか。回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） ちょっと理解のできない質問なんですけども。それは経済活動か何かをやるものに財源を…そういう意味ですか。

○議長（近藤八郎君） 7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） そのような理解で結構だと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） これまでもですね、この1年間の中で非常に経済活動が滞ってきてですね、そして売上、生産高が減少した…ここに一定程度の支援をしまっていました。

今度、3次補正で新年度から充当してまいりたいと思いますけれども、この1年間をしっかりと鑑みてですね、支援できる…そういうような経済対策を町として今考えてございます。

そういう意味でも先般、経済団体である商工会の三役の方々と意見交換をさせていただいて、どういう点が今一番厳しいのか、またどういう点を期待しているのかと、こういうところで町としてしっかりと施策を打ってまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 続いて、教育行政執行方針について伺ってまいりたいと思います。

教育行政執行方針について、次の3点について質問いたします。

1点目、「E S D（持続可能な開発のための教育）を推進し、持続可能な社会の創り手を育むことが重要」とのことです。どのような教育をして、どのような子供の成長がE S Dの目指す姿なのか伺います。

2点目、G I G Aスクール構想でタブレットの導入がなされており、ネットワーク環境が補強されましたが、学校に馴染めない生徒に対して、タブレットの使用などで学びの場にはかせないでしょうか。また、学校でのタブレットの活用は、子供たちにどのような影響があったのでしょうか。運用実績も含めて伺います。

最後に、生涯学習や学びの場としてサークルや団体の活動があると思いますが、コロナ

の影響で活動がある程度鈍っているものと推察するところであります。現下の活動状況を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 小原議員の「教育行政執行方針について」の御質問にお答えいたします。

1点目の「どのような教育をして、どのような子供の成長がE S Dの目指す姿なのか」についてでございますが、御案内のとおり、E S Dは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。E S Dの実施には、人格の発達や自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと、また、他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育む観点が必要です。

学校現場においては、環境学習、国際理解学習、気候変動や防災学習等から、「関心の喚起、理解の深化、参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れに位置づけ、自発的な行動を上手に引き出せるようアプローチしていきます。

育みたい力といたしましては、「人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等」、持続可能な開発に関する価値観のほか、「思考力、判断力、分析能力、コミュニケーション能力等」を育ててまいります。

2点目の「G I G Aスクール構想でのタブレットについて」ですが、令和2年度におきまして、全児童生徒のタブレットを整備いたしました。

令和3年1月には、本町における学校のI C T教育を総合的に推進するため、「下川町学校I C T教育推進協議会」を設置しました。

今後、学校に馴染めない児童生徒に対してのタブレットの使用のほか、授業での活用や家庭への持ち帰りも含めまして検討することとしております。

また、タブレットが与える影響につきましては、小中学校共に、1学年分のタブレット（小学校には30台、中学校には35台）を平成29年に整備しており、調べ学習のほか文書作成ソフト等を活用してきておりますことから、授業における利用については大きな抵抗はないものと感じております。

一人1台のタブレット端末を整備したことから、今後の授業活用につきましては、学校現場の御意見を頂きながら進めてまいります。

3点目の「生涯学習や学びの場としてのサークル・団体の現下の活動状況」につきましては、令和2年2月からは、新型コロナウイルス感染症対策として、各サークルや団体には感染予防対策の徹底や活動自粛をお願いし、3月に入ると公民館、体育施設など各種社会教育施設では利用人数の制限を行い、4月から5月には各種施設の臨時休館も実施し、その後、6月から施設を再開しておりますが、利用人数の制限など感染予防対策を徹底してきております。

社会教育施設の利用人数の比較を本年度と昨年度で比べると、公民館では平均して約50%、図書室では平均して約70%、体育施設全体では平均して約70%などと利用が減少してお

ります。このため、多くのサークルや団体が十分な活動をできなかったと考えております。

今後も感染予防対策は徹底して進めることが必要であることから、サークルや団体に御不便をおかけしますが、教育委員会としましては、必要に応じて制限のある中で可能な活動方法など、団体の皆様と一緒に考え、支援できることを実施してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 私の質問の中で、導入後の使用実績も伺ったはずでございますけど、答弁がございませんでした。とは言いながら、平成29年に一クラス分しっかり確保して生徒に使用する…言ってみれば免疫みたいな部分は備わっている、リテラシーはあるというふうに捉えました。

そこで、これに続いての質問につながっていくわけでございますが、去年は新型コロナウイルス感染症対策の先が見えない中で、道の判断によりまして小中学校は学校全体が長期の休校を余儀なくされたわけでございます。それを受け、新型コロナウイルス感染症対策の補正予算として、学びの場を止めないという観点でタブレット一人1台導入を…今回することができたわけでございます。

そこでですね、再び長期休業をされた場合に、また同じようなことが起きるとは思いますが、前回の…学びが完全にストップしたようなことはないと言い切ることができるのでしょうか。その部分を確認したいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君） コロナ禍におきまして、昨年2月27日以降、約3か月にわたりましたの長期的な臨時休業、その間…一部分散登校などもございました。

学校としましては、文科省の指導もございまして、学びを止めず心を離さずということとで学校経営に当たって、何とか本年度乗り切ろうとしている…今現状でございます。

このように臨時休業が長期に及んだ場合の基本的な考え方でございますが、まず、学びを止めないということです。これはやむを得ず臨時休業を行わなければならない場合にあっても、学校が課す家庭学習と教師によるきめ細かな指導、状況把握により、子供たちの学習の継続、これを保障するということ。それから、速やかにできるところから学校での学びを再開する。ゼロか百…閉じるか開けるかではなくて、場合によっては学年とか学級…そういったものに応じた柔軟的な対応を取ることとでございます。また、分散登校ということも取り入れる可能性がございます。

それから、次に、あらゆる手段を活用し学びを取り戻すということです。感染防止に配慮しつつ…これが前提でございますけれども、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化などのあらゆる手段を用いて協働的な学び愛を実現しつつ学習の遅れを取り戻す。

最後に4点目でございますが、柔軟な対応の備えにより、学校ならではの学びを最大限確保する。特例措置も活用した教育課程の見直しやICT環境整備などを含め柔軟な対応が可能となるため、準備を進め、一旦収束しても再度感染者が増加するような場合であっても学校ならではの学びの最大限確保していくというのが基本的な考えでございます。

具体的に本町の今回の学びの保障について、一端を申し上げてまいりたいと思います。

小学校の4年生以上を例にとってちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、学校に登校してから授業時数というのがあります。この部分は学習指導要領で規定がございます…年間何十時間以上やりなさいよという規定があります。そのほか行事時数…例えば運動会ですとか、学習発表会ですとか…そういったものです。それから児童会活動、それからクラブ活動…こういったものがあります。大きく分けるとこの4種類があるんですが、学習指導要領で規定されているのは授業時数のみでございます。

今回長期にわたった授業時数を確保するために、行事時数…これが減少されました。例えば学芸会と従前いっておりましたが、本年度から学習発表会という形に切り替えまして、時間を短縮して分散開催する。それから児童会活動も減少する。クラブ部活…これは何とか…クラブ活動の方は地域学校協働活動等の推進によりまして、かなり活発に行われたところでございますが、こういった行事時数、運動会、クラブ活動などの時数を調整いたしました。それから、長期休業…夏・冬の休みがございますけれども、その部分を授業時数に振り当てたということで、本年度まもなく終業時期を迎えようとしておりますけれども、所定の総授業時数を確保するというような形でございます。

それから、学びの観点では…今申し上げたとおりでございますが、長期臨時の休業中の…心を離さずという話をしましたが、これは電話連絡、特に本町の場合はIP電話がございますので、フェイス・トゥー・フェイスで学習相談、生活相談…こういったものを教職員が適宜行ってきているところでございます。

また、コロナに対する不安…こういったものをお持ちの保護者、子供さんもいらっしゃいます。そういった方に対する相談、支援…こういったことも行って、継続してきているところでございます。

それから、ちょっと私の最初の説明の中で不足していたかと思っておりますけれども、タブレットの活用実績…一応これも現状です…把握をさせていただいております、小学校においては、国語・書写・算数・生活・社会・理科・音楽・体育・総合外国語等々でタブレットはそれぞれ活用実績がございます。時間は様々でございますけど、ほぼ毎時間使うものもありますし、年間10時間程度のものもございます…様々でございます。中学校につきましても、同様の活用実績がございます。

先ほどの答弁漏れのあった部分、それから学びの保障の基本的な考え方、それから具体的な対応方法、以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） その部分については理解したところでございます。

3点目の質問について、再質問したいと思います。

生涯学習…これ小学生・中学生とはまた違ってですね、任意の団体でございまして、な

なかなか停滞してしまうといろんな理由がつきまして…なかなか次回…回すのってすごく難しいんだと思うんです。実は私自身も全道組織ではありますけれど任意の団体の役員をしておりまして、昨年から…実は1回も役員同士で顔を合わすことができませんでした。

また、コロナを機に、もしかすると解散なんていう議論も出てくる生涯学習の団体があるかもしれない…そんな危惧も実は思っておりまして、コロナ後にはその形を…本当に根底から変えていかなきゃいけないサークル…あるのかもしれないなと思って、ちょっと今回質問させてもらいますけど、現在そのような…コロナで影響を受けている生涯学習の組織、またはサークル事業自体が継続困難になってしまうような、そんな組織が底流としてあるものかどうなのか、そこの部分だけ確認を取りたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） ただいま小原議員からお話いただきましたことについてなんですが、このコロナ禍においてですね、特にスポーツ・文化活動ともに活動の扉が閉ざされたような状態が継続してまいりました。

具体的な例としましては、例えばスポーツ・文化を愛好する皆さんにとって、発表する場所、あるいは競い合う場所、こういったことがことごとく失われたり、縮小されたりというようなことがありました。

例えば学校現場においては、地方大会・全道大会・全国大会というふうに目指す子供もいるわけですね。そういった機会が失われて涙を流しているというようなお話も聞きました。

それから文化活動にしても、やはり何か…自分が蓄えたものをどこかの場所で発表できる…こういったことが非常に大切です。やはりそういった場が無いと、爽快感とか達成感というものが失われてしまうのではないかなというふうに思っております。

それから、生涯学習あるいはサークル活動においてもですね、今後コロナが急速に消滅するというのはちょっと考えづらいのかなというふうに思っております。

それで、来るべき時代にはソサエティー5.0 という社会が来るというふうにいわれております。超高度な情報化の時代であります。超スマート社会ともいうようでもありますけれども、それに向けて…やはりキーワードになるのはデジタル化ではないかなというふうに思います。ソサエティー5.0 を考えてみますと、学校のみならず各種産業、農業、林業、商工業、保健福祉医療、それぞれいろんな分野においてデジタル化が今後進むであろうというのが予測されております。その先陣を切って扉を開けたのが、学校…このGIGAスクール構想ではないかなというふうに考えております。

具体的には、社会活動を行う皆さんが集うことができないということになると、実際にはズームですとか、リモート会議ですとか、そういったものがいろいろ行われるようになっております。

公民館としましても、そういった環境を整備いたしまして、そういった活動ができるような支援体制…これを確保していきたいと考えておりますし、その相談支援についても対応してまいりたいというふうに思います。

それから、御質問の中にありました社会教育団体等について、個々の団体の本年度の細かな活動実績については、現在まだ把握をしておりません。今後、社会教育団体等につきましては、各年度の事業計画、決算報告などがまいりますので、その時点で確認をさせていただきたいと思えます。

教育委員会としましては、教育行政執行方針でも述べさせていただきましたが、やはりこういうコロナ禍においても…でき得る対応については取りながら、社会活動をできるだけ止めないような工夫、そのキーワードはデジタルであるというお話をしましたけれども、そういったことを十分念頭におきまして、教育行政を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 次に進みたいと思えます。

脱炭素社会の構築について質問します。

菅内閣は 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルとすることを宣言しました。それをもって、以下の3点を質問します。

1点目は、本町のカーボンニュートラルの考え方と取組について伺います。

2点目は、農業分野では4パーミル・イニシアチブという炭素を蓄える考え方がありますが、本町も脱炭素へ向けて取り組む必要があると思えますが、町長の考えを伺います。

最後に、Jクレジットという炭酸ガス排出権取引が既に行われております。近隣地域では美深町が参加しているとのことではありますが、これを受け本町ではどんな展開を考えているのか伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 小原議員の「脱炭素社会の構築について」の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でございますが、「本町のカーボンニュートラルの考え方、取組について」であります。昨年10月26日の第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言されたところであります。この「排出を全体としてゼロ」の考え方は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味しているところであります。

本町における2019年度の森林のCO₂吸収量は、年間約101,000tに対し、CO₂排出量は、年間約44,000tとなっており、カーボンニュートラルより更に進んだ「CO₂の吸収量が排出量を上回る状態」、いわゆる「カーボンポジティブ」の状態にはございますが、町といたしましては、適正な森林整備の推進による二酸化炭素吸収量の増加と化石燃料利用によるCO₂排出量をゼロにしていくことを将来的に達成してまいりたいと思えていると

ころであります。

本町では、第 6 期下川町総合計画のありたい姿の目標である「エネルギーの地消地産、脱炭素社会」の実現に向けて、2019 年 4 月に策定いたしました「下川町再生可能エネルギー導入促進ロードマップ」の導入方針に基づいて、その具体化に向けた取組を推進しているところでございます。

現在の地域の取組としては、森林バイオマスエネルギーを活用した熱電併給事業や熱供給事業、家畜糞尿を活用したバイオガス発電事業、水力発電事業などがございますが、今後におきましても町内全体での省エネ活動の普及促進、様々な新エネルギー利用や非常時における電力供給体制の構築を目指してまいりたいと考えているところであります。

御質問の 2 点目でございますが、「農業分野での脱炭素に向けた取組について」であります。4 パーミル・イニシアチブは、世界中の土壌中の炭素量を毎年 4%…約 0.4%増やすことができれば、人間による CO₂ 排出の影響を相殺できるという計算に基づいて、農業分野での CO₂ 排出削減につながる国際的な取組と考えております。2015 年の COP21 でフランス政府が提案し、日本国内では今年 2 月に「4 パーミル・イニシアチブ推進全国協議会」を発足したところであります。

本町といたしましては、「4 パーミル・イニシアチブ」に取り組む関係団体等の動向を注視しながら、関係する情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

御質問の 3 点目でございますが、「J-クレジットについて」であります。本町は 2008 年からの取組を通じまして、下川町・足寄町・滝上町・美幌町の 4 町で構成する「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」において、国が認証する「J-クレジット制度」に基づく「J-VERクレジット」のカーボン・オフセット事業に取り組んでおります。

クレジット種別といたしましては、4 町の町有林の間伐促進による CO₂ 吸収クレジットと森林バイオマスエネルギー利用による CO₂ 削減クレジットを保有し、森林（もり）づくりパートナーズ協定を締結している企業や各町に関係する企業・団体などから協賛金を受け、カーボン・オフセットを行い、その協賛金を 4 町の森林（もり）づくり資金として活用しているところであります。なお、これまでの企業等協賛金は、今年度末で 1 億 7,160 万円を見込んでおります。

今後におきましても、4 町の連携を更に強化し、SDGs 貢献型のクレジット販売やふるさと納税返礼型カーボン・オフセットなど、新たな発想を取り入れながら、協議会活動を通じまして地域の活性化を積極的に図ってまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） まず最初に確認ですが、本年 2 月 15 日に神奈川県横浜市戸塚区の議員団とリモートでつないで、本町からカーボン・オフセット証明書を授与しました。

私も不勉強でして、今回の交流で本町と戸塚区の御縁を知ったわけでございます。残念ながら町民にその取組を積極的に知らせてないように…現時点では感じております。せっかく良い話題でございますので、どのような経緯でカーボン・オフセットの証明書を渡すことになったのか説明を頂きたいと思っております。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 説明させていただきます。元々下川町は横浜・戸塚区との交流がございまして、その縁で今回このような形でCO₂の削減のオフセット・クレジット…そういうことになったということでございます。横浜市の市議会の方、また県議会の方、特に戸塚区に関連する議員さんだと思うんですけども、そういう意味では、市議在任期間中の事務所の運営用に排出されるCO₂の一部をオフセットするということで、9名の方がそれぞれ2t-CO₂ずつ削減の…移転をしていただく…クレジットをオフしていただくということになっております。その後、本町の議員と交流を深めていって終了しているということでございます。

それぞれ先ほど言いましたように9名の市議会議員、県議会議員の方に2tの削減…オフセットをしていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） せっかく良い取組なので、行政報告するか、プレスリリースするなりして、公表して町民に知らせてもよかった案件かな…なんて思いまして、ちょっと今回取り上げさせていただきました。

本町の概念としては、循環森林経営といいまして、さきの同僚議員とも…ちょっと今議論になったところでありまして、森の方から50ha…ちょっと頂戴いたしまして、町の方でそれを利活用する。それを…例えば本町の場合は、答弁の中では熱電併給事業、熱供給事業をしながら木が吸収した量を本町の中で使うことによって、その瞬間は二酸化炭素は増えるんだけど、また植林をして60年待ったらまた元の形に戻ります。だから二酸化炭素の総量の部分は一対一で、環境に負荷をかけていないという考え方でありまして。この考え方っていうのは、今この場を借りてちょっと説明させてもらってますけど、なんで循環型森林経営の話がここまで本町の議会で取り上げられるのか。あの…承知していない町民もいるので、ちょっと説明させてもらいました。

今言ったように60年かけて、木を醸成して、その炭素を本町の施設で利用する。それを繰り返して永遠に回される…この永久機関のような仕組みは本町の中では3,000ha…理論上なかったら成り立たないわけでございます。

循環型森林経営と…ちょっとかこつけてなんですけど、本町にもう一つ、木質燃料を使って発電する企業がございます。この企業は本町の熱電併給事業とはまた違った体質というか、特色があるんですけど、町長…これ何が大きく違うか分かっていたらお答えいただきたいですし、分からなければまた話を続けたいと思うのですが、回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 下川町では木質バイオマスを導入いたしましてから、かなりの期間が経過してまいりました。スタートは五味温泉の木質バイオマスボイラーの導入でありますけど、下川町ではチップを燃料といたしまして、そしてボイラーを燃焼させるという、そういう熱供給型のシステムであります。そこに…今、民間事業者の方々が入り込んでいただいております熱電併給につきましては、木質をペレット化して、そしてそれを燃焼し、熱と発電事業である…FITに取り組んでいくというものでございまして、基本的には木質を使うことは同じでございますが、そこでの原型を作っていく…チップとペレットと…この相違が町の取組と若干違うところがございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） かなりいい線まで御回答いただきました。本町の場合は、燃やした物が灰になる。しかし、バイオマス発電しているところには炭が出来るのでございます。

この炭というのが…環境に厳しいドイツらしいところでは炭が何でできるかっていうと、それは環境に配慮して、環境負荷が少ないってことであります。炭は知ってのとおり…炭素ですね。炭素を燃やしていくと一個酸素が結びついて一酸化炭素が出来ます。一酸化炭素は可燃性ガスですから、これを燃やすと更に酸素が二つついて二酸化炭素が出来る。つまり炭素っていうのは二酸化炭素の出来る一歩手前の状態なんです。

4パーミル・イニシアチブというのはどういうことかという、それを畑に還元することで土中に二酸化炭素を埋設する…そういう考え方の中で4パーミル・イニシアチブという考え方ができているということでございます。

参考までに令和元年度の北海道全体の粉炭生産量は、民有林新聞の報道によりますと393tです。一方、本町のバイオマス発電から算出される粉炭量はおよそ300t。森林組合の方からも…今、粉炭は作っております、下川炭素、下川融雪炭素、これ重量換算して…正確かどうかっていうのは疑義が出るかもしれないんで…あれですけど、仮比重0.35で計算した場合200tという数字が出ました。これは何を意味するかといたら、北海道全体で算出されている粉炭の量よりも本町はそれを上回る量が作られているということになります。

私もこれ…計算して…本当かなと思いつつ少々驚いて電卓叩いたところでありまして、この二酸化炭素になる一歩手前の状態を土壌中に積極的に投入する…これは実は一番古くて一番新しい手法なんじゃないのかなと私思ひまして、どうせならこれ…下川町でこの炭全てを投入できないだろうか…直感的にそう思いました。

ここから先…絵空事なんで聞き流していただいて結構なんですけど、ふるさと納税の一つとしてですね、都会の方から粉炭の袋なり数量を投資していただいて、農家がそれを労力をかけて畑に還元する。下川町は下川町の風景をまちづくりのが、まさに農家の耕作風景でありますから、その部分で風景を良くする部分に本町は貢献する。これ下川町にとっては自己ブランドが高まる事なんだと私は思ったりしているところであります。それを納税者には、その炭がどんな形で還元されたのか…トレーサビリティといいまして、それがどのように利活用されたのかっていうところまでしっかり報告をすることによって納税者の満足度を高めていく。そういうふうなことができるんだったら、この炭酸ガスの排出

量を土中に埋めるっていうことは本当に意義が深いものじゃないのかな…なんて私は考えております。

農林水産省は、令和2年9月、J-クレジット制度において、バイオ炭の農地利用に関する方法論が新たに制定され、農地にバイオ炭を施用し、難分解性の炭素を長期間土壌に固定することによる排出削減量をクレジットとして認証できるように制度が整えられました。農業の生産能力向上を図りつつ、地球温暖化防止にも貢献する観点から、J-クレジット制度を活用したバイオ炭の農地施用に係る取組を促進するよう通達が入っているところであります。

本町はまだまだ…これからの取組を遂行するためには条件を整えていく必要があることは…これは否めない事ではあります、私は本町で積極的に取り組むことは、本町の地面である農地の価値向上につながるものと考えますが、町長の所感を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷一之君） 非常に面白いアイデアを頂きました。町では、もう早くから低炭素社会の構築、そして今、脱炭素社会という…こういうキーワードを基に、環境や循環型社会に取り組んでいるところでございます。森林をベースとしながら、これまでエネルギー政策、環境政策を進めてまいりました。特に木質の資源を活用しながらエネルギーを算出してきたところでございますが、やはりエネルギーを作る上ではどうしてもその産物が出てまいります。そういう利活用をやっぴり社会の中に還元して、それを循環させていくっていう考え方は非常に時流に合ったものではないかと考えております。

そういう意味でも、今議員が仰いました、4パーミル・イニシアチブの考え方というのは、まさしくSDGsの取組に合致するものであります。今、自然資本の取組を本町でやっておりますが、これは動物相、植物相、土壌、空気、水という五つの要素の中に、それぞれ要件が整えられていくわけでありますけれども、その一つの土壌というのが…この4パーミル・イニシアチブの考え方につながっていくんではないかと思っております。五つの自然資本というのは、SDGsの取組の中、約169のターゲットがございますけれども、約4割が実は自然資本に絡んだものでございまして、こういう4パーミル・イニシアチブの考え方も取り入れることによって、その一端を担っていくことができるんではないかと思っております。

ただ、そのへんの考え方については、まだ着手してございませんので、研究していく必要があるのかなと思っておりますので、御理解を頂ければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 今回は分かりやすく炭に絞って一般質問をしましたが、本町においてはまだまだ見いだされていない副産物があるものと思います。それらをつなぎながら、域内循環を積極的に進めることは必要なのだと思います。本町の特性に合った持続可能で無理がない形にしていく発想はどこかに持ちながら、立ち止まらずに考え続けることが必

要です。

10年前、東日本大震災で華やかなCMが一遍に自粛され、差し替えられたCMのフレーズが「見方を変えれば見え方が変わる」でした。町長の持続可能なまちづくりについてコメントを頂いて、本日の一般質問は閉じたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 21世紀のキーワード…これは前にも申し上げましたけど…やはり循環であります。そういう意味では、循環というキーワードを基に住民の暮らしや経済活動というのを持続可能なものにしていく、そして豊かな暮らしと幸せを得られる、そういう社会環境を今後とも作ってまいりたいと思いますので、御理解を頂き、御協力を賜れば幸いです。以上です。

○議長（近藤八郎君） これで、小原議員の質問を閉じます。

ここで、午後1時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後 0時 5分

再 開 午後 1時15分

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

質問番号3番、5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今回、私は一問一答形式にて、大きな設問二つを一般質問として理事者側に問いたいと思います。

一問目です。第2期SDGs未来都市計画についてです。

町は第2期SDGs未来都市計画を策定中です。本計画が意味のある計画となることを願っております。そこで町長にお伺いします。

一つ目です。なぜ本町が自治体としてSDGsに取り組むのか。また、様々な行政計画がある中でSDGs未来都市計画はどのような位置づけとなっていますでしょうか。

二つ目です。第1期計画に記載されておりました事業項目のうち、第2期においては削除された、「生産性向上に向けた先端技術の導入」や「ダイバーシティ社会推進」また「中心市街地最適居住」などは、将来ビジョンの達成にこれらは必要なかったということでしょうか。

三つ目です。計画の実現には戦略的な推進体制が必要です。役場内の体制や町内の連携、町外とのパートナーシップについて、それぞれどのようにお考えでしょうか。

四つ目です。率直に申し上げ、第2期計画の事業項目だけではこのビジョンを達成するのは難しいと思われれます。第2期以降の中長期的な事業展開の方針についても伺います。

五つ目です。改めてですが、ありがたい姿を浸透させ、本計画を着実に実現させるための町民とのコミュニケーション方法について伺います。

以上、お伺いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 我孫子議員の「第2期SDGs未来都市計画について」の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の「なぜSDGsに取り組むのか」につきましては、本町では、平成19年4月に施行された自治基本条例前文に「持続可能な地域社会の実現を目指す」ことを位置づけ、「持続可能な地域社会の実現には、自然環境と社会環境と経済環境の3つの調和を保つことが地域にとって重要である。」とされております。

これまでの先人たちの取組や、この理念は、環境未来都市構想と共通し、この考えに基づく取組と成果が評価され、平成29年度に第1回ジャパンSDGsアワードの推進本部長賞を受賞していることから、本町とSDGsは親和性が高いといえます。

また、SDGs未来都市の理念は、「SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組」であり、さきに述べました本町の理念、取組と共通性が高く、平成28年度に計画期間が終了した環境未来都市の発展型として、SDGsを取り入れたまちづくりを進めることによって、「持続可能な地域社会の実現」を目指し、取組を進めていくものであります。

また、「様々な行政計画がある中でSDGs未来都市計画はどのような位置づけか」につきましては、本町の最上位計画であります「第6期総合計画」の将来像に、SDGs17のゴールから町民の皆様とともに議論し策定した「2030年における下川町のありたい姿」の7つの目標を位置づけ、この「ありたい姿」の実現に向けた取組をしており、その第6期総合計画の中からSDGs達成に資する重点的な取組を掲載したものが、この度の第2期SDGs未来都市計画になります。

2点目の「第2期で削除された事業項目は将来ビジョンの達成に必要ななかったということか」につきましては、御指摘の事業が第2期計画に掲載されていないのは、今回の計画改訂に当たり、SDGs達成に資する重点的な事業を選定するなど、掲載事業の整理を行ったためであり、必要がないということではありません。

3点目の「計画の実現に必要な役場内の体制、町内の連携、町外とのパートナーシップ」につきましては、役場内の体制につきましては、SDGsは全ての政策分野を包含しており、複数分野にわたる総合的な目標を達成するためには、行政組織が一体となって「ありたい姿」の実現に向かっていく必要があることから、平成30年7月に「下川町における持続可能な開発目標推進条例」を制定し、役場内の推進体制の強化を図ったところであり、政策推進課を設置するとともに、SDGs推進戦略室を設置し、取組を進めているところでもあります。

町内の連携については、SDGs推進町民会議を設置し、御意見を頂くとともに、町民自らが企画・実施する「ありたい姿」の実現に貢献する取組に対し引き続き支援を行い、町民とともにSDGsの達成に向けた機運の醸成を図ってまいります。

町外とのパートナーシップについては、今後につきましても、都市企業・団体等の連携を強化し、本町の強みである自然資本を基本とした提案や都市企業等からは人材や技術、資金等の支援など、町内外の人・企業・団体等を結び付けることにより、双方の強みをいかし弱みを補完し支え合う「共創」の関係を構築していくことを目指してまいります。

4点目の「第2期以降の中長期的な事業展開方針」につきましては、現在、第6期総合計画や第2期総合戦略、第2期SDGs未来都市計画が本町の中長期計画の位置づけになっているところであります。この各種計画を連携しながら、着実に実行し、町の将来ビジョンであります「2030年における下川町のありたい姿」の実現に向け、取組を進めてまいりたいと思います。

5点目の「改めて「ありたい姿」を浸透させ、本計画を着実に実現させるためのコミュニケーション方法」につきましては、SDGsを取り入れた「2030年における下川町のありたい姿」は、町民の深い議論のもと、策定され、「第6期下川町総合計画」の将来像に位置づけ、これらの実現に向け各種取組を展開しているところであります。こうした取組の下、地域においては、住民活動や起業家誘致活動、学校でのSDGsを学ぶ授業などが行われるとともに、地域事業者と都市企業等が連携したフィールドツアーの実施や商品開発が行われるなど、町民が主体となった活動が活発化してきているところであります。

今後におきましても、こうした住民活動の促進と支援を行うとともに、あらゆる機会において事業の進捗状況等について情報発信を行い、住民の理解を深め、SDGsを取り入れながら、まちづくりの気運醸成に努めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま、1問目のSDGs未来都市計画に関係した五つの項目について、答弁を頂いたところで。

平成19年の自治条例に、自然・社会・経済の3点についてしっかりと保つことが重要だということで…今答弁がありました、SDGs未来都市計画…2030年という一つのゴールがあるんですが、こちらについては世界的に見ても人類が目指すものだというふうに考えております。これは共通した認識であるというふうに思います。

町内…中にはやはり日々の生活や、ましてやこのコロナ禍という状況もあって、2030年を見通すというのはちょっと背伸びしすぎてるのではというふうな考えを持たれる方もどうしてもしるかもしれません。ただ、この様々なゴールですね…ありたい姿の中で掲げているゴールに向かって、逆算ですね…バックキャストという考え方ですか…そちらでいくと2030年のゴールは分かるんですが、その前に近い目標…例えば年ごとのゴールとか、2021年のゴールはここまで、2023年はここまで、つらつらといって…2030年は目標の値に達するんだ、そういう近い目標も設定していくということも見通しがきくというか、自分たちの仕事とか取組が…そこを目指すということで、お互いが意識を共有できるというふうに思うのですが、この2030年と現在っていうこの距離感がある状況の中で、どうすればそこに向かって近付けていけるのか、何かそういうところでお考えがあればお

示してください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） SDG s 未来都市計画は、町の第 6 期総合計画に当然追随しながら進めてるものでございまして、町の計画は 12 年という長いスパンの中で前期・中期・後期と 4 年ずつ区切りをつけながらチェックをし、そしてローリングをして次の計画を進めていくという方法であります。いわゆる基本となるのは、4 年ごとに実施してございますので、そこと SDG s の計画と整合性を合わせながら常にチェックしていくということが求められていくのではないかと考えておりますので、今の質問内容の答えになってないかもしれませんが、そういう考え方の下に今後も進めてまいりたいと思っております。

また、SDG s 計画については第 2 期の計画でございますので、いずれは 3 期、4 期という形で進めていくような手続きになっていくかと思っておりますので、御理解を賜ればと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 絶えずチェックをしていく…それはどのような計画においてもそうだと思いますが、SDG s が特に 2030 年っていうものをゴールとして掲げているのであれば、そこが町の今…対外的にも町内的にも一つの大きな柱になっていることであれば、そこに向けて…4 年が長いのか短いのかというのは議論があるかと思いますが、そのあたりは町民会議の方々や専門家の方からの短期的な目標の設定っていうんですかね…それをふさわしい時間の軸にするということを調整しながら、そしてチェックはもちろんするんですが、現在どうだと…目標に対して今ちょっと達成度が至ってないだとか、良い調子で当初の目標よりも達成度ができていると、良い事も悪い事もそのへんは公表していく、それが町民からの計画達成に向けての理解が得られる何よりの一つの手がかりになるのかなというふうに感じております。

二つ目の項目に入るんですけども、先ほどの町長からの答弁によりますと、掲載しなかったのは、必要がないから掲載しなかったということではないということであれば、これは…まだ当初に立てた目標や計画というのが生きてるというふうに考えればいいんでしょうか、それか何か…たまたま紙面の都合で弾かれたとか…そういったことなのか、それとも既に当初の目標は最初の 1 期計画のうちに達成できたから…あえて 2 期目には載せなかったとか、そのあたりはどういった状況でしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） 御質問にお答えします。今回、第 1 期と第 2 期というこ

とで改訂をした中で、そのまま事業については整理統合するというか…そういうところも含めて検討したところでありまして、1 期目で事業を行ったものについて、事業を今後やる予定がないものも含めて全体的に整理統合しようということでありまして、事業統合とともに、指標のところも見直しをかけようということで今回やっております、必要がないから落としたということではなくて、今後やるに当たってのものを中心的に考えていこうということで、今回整理をかけたものでございます。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 先日、町の方から頂いた資料によりますと、今の質問に挙げたダイバーシティであるとか、中心市街地…のあたりは皆さん御存知のとおり計画が挙がって、それがそのままという位置づけと。後は、割と皆さん今日的な課題として…気を遣うというんですかね…マスコミ報道とか、昨今の話題になっているというところでいえば、要は多様性の確保っていうんですか、ダイバーシティ社会推進とか、後は…いわゆる女性活躍っていうんですかね…そういうところで、いろんなことが特に 2021 年が明けてから全国的な話題にもなってはいますが、下川町…議会側もどうだといわれれば…そこらへんは大いに議論するべきところにはなりますけれども、役場の中で女性人材の登用や何年かしたら議場のそちら側に何人か女性の方がいらっしゃるか…その割合がかなり高くなるかとか、そういったことに向けての何か取組というか、何か条件整備とか、まずはそのあたりの現状把握とか、そのあたりについて何か手掛けていらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 行革プランの中にもそういうようなことをうたっております、目標として掲げてるものであります。ただ、今こういう時代ですので、男性・女性というのをあまり区別することなく、やっぱり能力の向上を均一に図っていくということが求められてくるのではないかと。その結果として、人材が非常に能力が高まってきたということで、昇級やあるいはまた昇格をしていくという、こういうことにつながっていくのではないかと考えております。

いずれにしてもですね、人材というのが非常に求められている時代であり、また、多様な考えを取り入れて、そしてそれを施策に反映していくことが不可欠ではないかと考えておりますので、ダイバーシティの考え方というのはそういうところに尽きてくるのではないかと考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） もちろん…あくまでも人材の能力が町政執行のためには最優先の要素というふうになりますが、社会を構築していく…この後、教育分野に関しても質問

をする予定であります、町の中で…自分たちが何かすれば、能力を高めれば…そういった役割になるんだというようなものを示すとか、あるいはそれが…男女差だけでなく、身体にハンディキャップがあるとか、場合によっては様々な…障害っていったらあれですけども…必要に応じて支援を得ながら社会活動をするような人たちも登用していくような…例えば手話であるとか、様々なそういうものが求められるというか、そういった人たちの生活には当たり前のものを…それさえあれば普通に仕事ができる…そういった社会づくりというのもこれからの人口減の社会においては様々な人材を登用する上で必要な条件整備になるかと思えます。

今すぐということではないにしても、そのあたりについても取組を始めるという意思表示、あるいはそのへんの状況について…調査から始めるとか、何かそういった公共的なところから取りかかるというようなことも今後の下川町のあり方を示していく上では大いに必要なことではないかというふうに思いますが、そのあたりお考えがあればお伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 自治体は総合行政ですので、様々なカテゴリーを務めていかなければならないところであります。その一方で、やっぱり専門職も育てていく必要があると…これもプランの中に入っております。そこが実は葛藤するところでありまして、本来は総合行政ですので様々なセクションやカテゴリーを経験していただいて、どんな行政サービスにも対応できる…そういう人材を育てていかなければならないんですが、その一方で、やはり専門的に特化して、そしてスキルをしっかりと行政サービスにつなげていくという…こういうところも考えていかなければならない。それを考えますと、バランス良く人材の育成というのを図っていく必要があるだろうと思えます。

また、それぞれの職員にも潜在的な能力を持つてる人がたくさんおります。その潜在する能力というのはどういうものなのかというのを引き出すのが、また周りや上司の役割になってくるのではないかと考えておりますので、そういうトレーニングを今後も盛んに努めながらですね、人材育成を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） そういう長期的な視野に基づいた人材育成であるとか、いろいろなポジションの仕事に当たるとか、適材適所あるいはいろんな職務の経験をさせるということも、是非町長のリーダーシップによって実現するよう改めて申し述べます。

それでは3番目の項目です。計画の実現についてですが、やはりいろいろ動いています。

今回、当初の計画においては、ふるさと振興公社の中にクラスター推進部があるという前提での計画でしたが、それも令和3年度ですね、位置づけが変わるということですが、様々な所と協定を結んだり、パートナーシップを結んでいくということなんですが、それ

らについては令和3年度以降も…今までの中で関係を構築したものは継続して進めていく、あるいは体制が変わっていくものがある、そういったところについてはもうよいドンで…すぐ来月からスタートできるといった状況になっているのでしょうか。それとも一部計画が新しくなることによって、入れ替えや新たな連携など…そういったことが予定されているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 町外、あるいはまた町内の企業・団体・研究機関・学校関係、様々な所とパートナーシップ、あるいはまた連携協定を締結し、そして現在に至ってるわけがありますけれども、いずれもそれぞれ熟度の達成度によって、取組を強化してるところ、あるいはまた滞っているところ…様々な内容等のものがあるように感じております。

いずれにしても、町としては、様々な地域資源があります。これは以前も申し上げましたけれども、その地域資源をいかに活用して、そして形にしていくことができるのかというのが命題でございまして、それには町として乏しい経営資源の部分、人・物・金・情報・技術・システム・ノウハウ…こういうところをいかに連携をしながら充当していくことが大事なかと。また、相手方にとっても町と協定を結ぶことによってメリットがある、そういうところを提供していかなければなりませんので、そのへんを十分に考慮しながら、今後もパートナーや連携協定というのを進めてまいりたいなと思いますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 町の部局である…例えばSDGsに関しては戦略推進室ですね…それは町長のリーダーシップで動かすことというのは…もちろん仕事ですから動くんですが、遠い所ですね…今答弁にありました民間の事業者であるとか、研究機関であるとか、町の外にあるもの、また、今回この未来都市を推進するに当たって、町民会議の皆様意見を求めるだとか、専門家の方から助言を頂いていく…そういうふうに遠い所と…町民会議の方はもちろん身近な存在ですけれども…町の組織からちょっと離れた所とのやり取りをしながら進めるというのは、なかなかこれは…連絡を密に取りながらいろいろ進めていくということになるんですけれども、この第1期計画の中で、上手くいったところと、多分いろいろやっていく中で…ここは上手くいかなかったな…そのへんの反省を踏まえて更に加速させていくというふうに思われます。

この3月をもって機構改革ということで、課がちょっと動くとか…変わるとかっていうことですが、SDGsの戦略推進室そのものは残って継続していくってことを確認したいのと、町民会議も当初のメンバーから…どんどん人を巻き込んで増やして増強していくのか、あるいはまた、いろんな人の意見を入れたいということで…それは入れ替えをしながら進めていくのか、このあたりについて何か予定とかあればお示しください。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 機構改革という名の下に、昨年8月からいろいろ検討してまいりまして、その中で今回…条例提案させていただいております課設置条例等も含めてですね、様々な体制というのを常に時代背景の中で考えていく必要があると思っております。それとともに、町の機構として果たしてそういうものが時代に合うのかどうかという…そのへの検証もですね、併せてやっていかなければならないと考えております。

それは今回、係制、グループ制という問題などもそれに含まれてくると思いますけれども、今議員が仰るように…SDGsの取組については、これは2030年という…長期の計画を立てており、これに向けて今バックキャストिंगとして一つ一つ積み上げをしているところでございます、今これを解消するわけにはまいりませんし、また、全ての施策にこのSDGsというのが関わってくるものでありますので、当然、現在のSDGsの…機構については維持しながらですね、4月以降も進めてまいりたいと考えているところでありますので御理解いただければと思います。

SDGsの中には推進町民会議、あるいはまた評議員会、推進アドバイザー、これらの外部の組織に協力いただいておりますけど、これもこの後…維持してですね、そして私どもの気が付かないところをいろいろとアドバイスを頂こうということで考えております。

以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） もちろんいろいろな計画を進めるに当たって、様々な助言やアドバイス、意見を取り入れて計画の推進に当たっていただきたいというふうに考えます。

2030年…遠いようで…あつという間にきてしまいます。推進体制や人材やノウハウ…これらの蓄積というものも、やはり時間がかかりますけれども、一旦…下川の場合は役場の人数や人口も少ないということもあって、失ってしまうと一遍に…属人的にノウハウが流出してしまうという…そういったことがあります。なので、いろんな方がSDGsに関わる…もちろん仕事なので役割はそれぞれあるんでしょうけれども…様々な職員が…先ほどの答弁の中にもありました…職員の人材育成の中で何かしらの形でSDGsの考え方や取組について、職員の方への育成やノウハウの蓄積…そういったものを進めて…それも計画的に戦略的に進めていただきたいという…これはもあくまでもお願いベースになるんですけど…それが引いては成果にもつながりますし、町民の「SDGs未来都市2030年…よし、前に言っていた事が出来たぞ。」っていうふうな達成感みたいなことにもつながっていくと思いますので、そのあたり配慮して進めていただきたいというふうに考えます。

そうは言いつつも…四つ目の項目なんですけど、ちょっと厳しいコメントで、2期計画の事業計画だけでは達成出来ないんじゃないか…みたいなことを申し上げましたが、とはいえ…上手く進んでるところもあるし、コロナの関係で上手く進められなかったというところもあると思われれます。

進めるに当たって、確か1期目の時に、傍らに下川のデータベースを持ちながら、下川のSDGsのインディケータを…もう一つ物差しとして持ちながら進めていくというこ

とになったんですけど、これはもう使える状態になっているんでしょうか、それともそれはまだ…ちょっと遅れてるっていう状況なんでしょうか。これ前にもどこかで聞いたと思うんですけども、その後状況が変化していればお示してください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） 御質問にお答えいたします。今回ですね、総合計画とも絡んでいるんですけど、行政指標・住民指標というものがあまして、それを基本に今使っておりますけれども、それも含めてですね、民間の研究機関と一緒にSDGsのローカル指標というのを研究しております、それが行政で使えるもの、あるいは民間で使えるものも含めてですね…今一緒にやっておりますので、それも含めて下川町で使えるものを開発していくということで、今いろいろと検討中でございます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今、課長の方からありましたが、それはいつ使い物になるような状況になるのかっていうのは、何かめんどいったものはありますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） お答えいたします。全国的に使えるものもありますし、あるいは私たち…こういったローカルな地域でも使えるものもあると思います。

基本は、我々行政で考える指標、あるいは町民の皆さんが考える指標というのを組み合わせてやっていくというのが基本かなと思ってますし、様々な研究機関が研究してるもの…いろいろと研究しながらやっていくということなんですけど、今回は先ほどお話のありました2期の計画の中で、指標を用いて高めていこうということで一定程度の指標を出してありますので、それと併せて指標の改定も含めて今後もやっていきたいというふうに思っています。

いつというか…全面的に…全部を変えるってことにはならないので、そのへんを参考にしながらやっていきたいなど。今回、一度設定させていただいた指標を用いて達成度を見ていこうということで考えております。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） どういった指標で評価をしたかといったものを、是非…町民に示すとか、いろんなところで公表するとかということで、客観的に下川のSDGs未来都市計画がどこまで進んできたかと、どこに課題があって、どの分野を更に力を入れて進めた方がいいのか、そういったものを皆さんで共有できるような形というのが、こういった

計画を進めるに当たっては大事なことだと思いますので、そのあたりもしっかりと進めていただければというふうに思います。

5番目の項目なのですが、町民とのコミュニケーション方法…これは古くて新しい話題というか、絶えず下川に横たわっている課題というか、そういったこととは思うんですが、先ほどの町長の答弁だと、町民の活動、住民の活動をバックアップしたい、それを町としては支えていきたいというようなことが示されております。

いろんな提案…これやりたいあれやりたいっていうのは住民の方から出てくると思いますが、そのあたりは町として判断するのか、あるいは外部の方にお伺いを立てて、いろんなやりたいことが出てくるんだけど…これはちょっとふさわしくないとか…今やる話じゃないとか、そのあたりというのは何か基準があって町としてサポートするかしないかというのは決めてるんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 基準というか…たくさんの方の知恵を頂いてですね、その中から優先順位を付けて町が施策として決断していくということが大事なんじゃないかと思えます。

その上で…ここにもお答えさせていただいたように、コミュニケーションをやっぱり高めていくということが非常に大事なところでありますので、住民との意見交換、あるいはまた企業や団体、学校関係との意見交換というのが非常に大事なことになるんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 一つ目のSDGs関係の質問について、最後の問いということにしますが、いろんなところに散見されるというか、ここ数年ですかね…見ている…もちろん今回のSDGsの中にも出てきますけれども、「下川ブランド」っていう言葉があるんですね。下川のブランドって…今日の町長の答弁の最初の方にもあった…下川のこれまでの取組や様々な挑戦…チャレンジですね、そういったことを指してのブランド力なのか、あるいは森林に囲まれた自然環境が素晴らしいということなのか、あるいはそのほか何か下川がブランドとしているブランド力という…その源泉となっているもの、多分これを強くしていくことがSDGs未来都市が達成した暁には「下川はこういうところだ」っていうふうに…みんなで共有できることになると思うんです。

端的にというのが一番いいんですけども、町長が今お考えの下川ブランド…下川の…先ほどの答弁の中にもあった…弱み強みという話の中でいえば多分強みっていうところになると思うんですが、そこはずばり一言でいうと…どういったことになると思われませんか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今、SDGsの取組…先ほど来、質疑を頂いておりますけども、

まさしくこのSDGsの取組というのが、今、日本の中で主流になっているだろうと考えております。

そういう意味では、思想や理念だけではなくて、それが生活や経済の中にどのように結び付いているのか、そのへんをしっかりと町として発信していくことによって、それはフィードバックされてブランド力の高さにつながっていくのではないかと考えております。

それぞれは具体的に様々な施策や発信方法があると思いますけれど、いずれにしても大きな枠組みとしては、今、下川町は環境やエネルギーという…そういう早くからの取組をベースにしながら、このSDGsの取組を最優先にしていまいりたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） では、二つ目の項目に移ります。町長任期…いよいよ折り返しということになります。町政執行方針において、残りの任期2年間で念頭に置いた施策が表明されたところであります。以下、見解をお伺いいたします。

一つ目、財政状況が厳しい中、耐用年数を迎えた公共施設が増えてきている状況にあります。これらの統廃合方針や管理コストの低減策について伺います。

二つ目として、災害時に最も重要な拠点となる役場庁舎…ここですね、そして隣接する消防庁舎の安全性や新たな庁舎の整備、こちらの可能性についてお伺いいたします。

三つ目です。令和2年度の途中…今年度の途中から、教育課…教育委員会において地域共育ビジョンを主管することとなっております。こちらについては、令和3年度からの推進方針と主な推進施策について教育長にお伺いいたします。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） それでは、3点のうち1点目と2点目については、私の方からお答えいたします。

1点目の「耐用年数を迎えた公共施設が増えてきている状況の中、これら公共施設の統廃合方針、管理コストの低減策」についてであります。平成28年度に策定した「下川町公共施設等総合管理計画」では、建築経過年数は、20年以上30年未満が約20%、30年以上40年未満が約32%、40年以上が約15%で、20年以上経過している施設は全体の67%になっているところであります。また、耐用年数を超過している施設は、全体の42%となっており、本町の公共施設につきましては、全体的にかなり老朽化が進んでいる状況でございます。

そのため、公共施設の再編・統廃合が急務でありますことから、公共施設の統廃合につきましては、第8次行政改革大綱に基づいて、行政改革推進本部において、令和元年9月に公共施設管理運営方針を策定し、これまで議論を進めてきたところであります。

また、今年度に入り、さらに一歩先に進めるため、公共施設カルテの更新時に、公共施

設それぞれに今後の方向性を決定し、その内容を総合計画審議会に諮り、行政評価及び総合計画見直しを実施し、2月には公共施設個別計画を策定したところでございます。

これまでの主な見直し内容につきましては、「桑の沢会館」、「上名寄生活改善センター」、「溪和生活改善センター」を廃止しまして、このうち「桑の沢会館」と「上名寄生活改善センター」は、活用される方に譲渡しているところであります。

また、管理コストの低減策といたしましては、平成30年度に環境省補助事業により、小中学校を含め、9施設のLED化を行い、年間約650万円の削減が図られているところでございます。

今後におきましても、公共施設個別計画に基づいて、統廃合、維持管理コストの削減等を図ってまいりたいと思っております。

御質問の2点目でございます「災害時に最も重要な拠点となる役場庁舎及び消防庁舎の安全性及び新たな庁舎整備の可能性について」お答えします。

役場庁舎は昭和49年に建設し、築47年経過し、耐用年数は50年で残りあと3年に迫ってきています。

消防庁舎につきましては、昭和45年建設、51年経過し、耐用年数50年で耐用年数を過ぎているところであります。

役場庁舎については、令和元年度3月に耐震診断を行わないと判断し、計画的な修繕で庁舎機能を維持しつつ、建て替えまたは移転の方向で検討しておりますが、具体的な時期は現在のところ未定としております。

消防庁舎につきましては、役場庁舎と併せて検討する方向で考えているところであります。

以上、私の方から2点について説明させていただきました。この後、教育長の方から答弁させていただきます、

○議長（近藤八郎君） 松野尾教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 御質問の3点目につきまして、令和2年度途中から「地域共育ビジョン」は教育課が主管となってございます。

令和2年3月に「下川町地域共育ビジョン」を策定し、「2030年における下川町のありたい姿」においては、「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」と設定されており、実現に向けては、地域・学校・家庭の連携が重要と考えております。

令和3年度におきましては、下川町地域共育ビジョンの具現化を推進するため、「地域学校協働活動」を推進してまいります。

「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

子供の成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、

地域の創生につながっていくことが期待されます。

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体などに参画いただき、次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、将来的には「地域学校協働本部」として組織化も推進してまいります。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今、町長そして教育長から答弁を頂いたところです。

平成28年度の管理計画では様々なデータをお示しになりましたが、それが平成28年度ということですので、既に4年前ですかね…そうすると20年以上経過している施設が全体の67%というのは、これは24年以上経過している施設ということになる…単純にですけど…実際はその間に除却されているっていうところもあるかもしれませんが、老朽化が進んでいて、いろんなところで厳しくなってきた、利用者等には…もうここはそろそろ…先ほどの中で示された公区会館の一部はもう廃止ということなんですが、ほかの施設に関しても…主な利用者に対しては、耐用年数がそろそろですので廃止も含めて考えてくださいといったことはもう示されているのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 様々な施設がございますので、一部の方についてはそういう形で…そろそろという話はさせていただいています。まだ現状…使っておりますので、そういった方については継続して使っていただくということでございます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今、副町長から答弁がありましたが、使っている施設においても、場合によっては耐用年数が過ぎたり…近づいたりして、直近の例でいうと林業総合センターみたいな形で対応が急に迫られるといった事態も実際にあるわけで、そういったところもあるということであればですね、やはり小規模な修繕で何とかなるっていうところはもちろんそれで使い続けるんでしょうけれども、やはり耐用年数って最初に設定されているのであれば、そこに達している所はしっかりと耐震性ですか…後、安全性についてのしっかりとしたチェックですか…そういったものをして、使っている方が安心して使い続けることができるようにする、あるいは町としても後何年使えるかということ…見通しをちゃんと立てると、そういったことが…町民にもそうですし、町の方としても施設に対する考え方が一定のものを共有できるのではないかと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 仰るとおりでございます、公共施設でございますので、より安全に使っていただくということが前提になってくると思います。その上で必要な修理等を行いながら安全に使っていただくことにしていきたいというふうに思います。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） その流れで二つ目の項目ですが、今我々が居る…この役場庁舎、そして消防庁舎ですが、先ほどの町長の答弁によると「耐震診断を行わないと判断し」というふうにありました。これはあれですか…健康診断に行くと何か見つけられるから嫌だ…なっているような…そういうおじさんみたいな発想なんではないでしょうか、それとも大丈夫だって言い張っているから大丈夫だって…そういうところで耐震診断を行っていないということなんではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 先ほど答弁したとおり、この庁舎の建設がかなり古いということもございまして、耐震診断するということは、その先に耐震化工事を進めていくということが前提になろうかというふうに思います。耐震化診断に当たっても、非常に高額な経費がかかりますし、その後の耐震化の工事をするよりは、ここまで古い事になると…現状、修理をしながら使った上で、いずれは建て替え、若しくは移転ということを考えた方がいいだろうということで、耐震化は行わないという判断をさせていただいたところで

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） これは費用の面で…しないということなのか、それとも…消防庁舎については耐用年数を過ぎている…ここも後3年と迫っているという中で、片方においては耐震診断をしないでいくということを表明…今されているんですけども、これは例えば主に利用されている職員…組合であるとか、町民の方に対して、ここはこういう施設だよというのを示した上で、リスクはもちろんゼロではないにしても…どんな建物にしてもゼロではないにしても、「場合によっては万が一そういったことで何か起きるかもしれない施設ですが、どうぞいらっしゃい」というような形で使い続けるってことになるのでしょうか。

それとも、さりとて…将来的な移転や建て替えとか…いろんなことも考えなければならぬという中で、そういう予算的な措置が出来そうだとか、見込みが立ったとか、そういう時点で新しく耐震化工事であるとか、新庁舎の設計だとか、そういった何か別な要素があればそちらの方に動いていく。一番あってはならないのは、何かの形でここが崩壊して

しまつて、それから慌てて仮設を作るみたいなことになるんですけど…そうはならないようにするための手立てというのは、もうそちらの方では何か打っているということなんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 大規模な改修というのは、この庁舎含めて行っておりませんが、維持補修の範囲内で…使えるような形での修繕は行なっていくということで、なるべく長く使えるようにということでは考えています。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 町民の安心安全の確保ということで、役場庁舎、消防庁舎の安全性の確保というのは、これはもう…あらゆる公共施設の中でも最優先するというふうに…あらゆる町民の方が、そこは認識共有すると思われまふ。

いつだかのハザードマップで…確かここは浸水する土地だというふうに示されていたかと思ひます。もちろん建物が…それほど傾くとか何かするっていうことはないにしても、浸水してしまうと…地下のフロアもあつて、そういうふうな所だと浸水してしまうと困ってしまうようなものっていうのは、既に…その浸水が想定される高さよりは上の方に上がつてるのか、あるいは浸水しない所にしまつているのか、そういう準備というのはもう既にされてるのでしょうか。確認の意味でお伺ひいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 役場で使つているシステム関係については、役場の4階に設置をしておりますので、そのへんについては問題ないかと思ひます。後、非常用発電につきましても、ある程度かさ上げをした上で設置をしておりますので、ここについても問題はないかなと。ただ、地下が書庫になつてござひますので、そのへんについては、移す場所の確保等も含めて…現在はそのまま使わせていただひているという状況になつてござひます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 当座…今必要なものは上にあるということで、昔を振り返らなければならなくなつた時に…ひょつとしたら見る事ができないものが場合によってはあるかもしれない。そのへんについては対策を早めに取つていただければというふうに思ひます。

三つ目の項目です。教育課の地域共育ビジョンです。先ほど教育長から答弁がありまし

た。

こちら先ほどのSDGsの関係とリンクするんですが、2030年のありたい姿において、どういった人材育成であるとか、町民がどういった形で連携、協働してこの町をつくっていくんだということで動き始めたというところになっております。

こちらですね、実際、令和3年度の施策の中で…これが共育ビジョンの中から出てきた施策だというのが…主なものがあれば、一つ二つでも構いませんのでお示してください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。この地域学校協働活動、それから地域共育ビジョンについては、御指摘のとおり密接な関係がございます。さらにESDに関しても、これらと密接に関係をしているものでございます。

具体的な動きとしてはですね、新年度、小学校におきまして、北海道のフロンティアキッズ授業というのがございまして、これに今…手を挙げている状況にございます。まだ採択にはなっておりませんので広報はしておりませんが、その申請手続きを終えているところでもございます。これは小学校の方とも協議をいたしまして、行うという方向で進めているものでございます。

地域学校協働活動につきましては、実際にはもう本年度から既に動き出しております。

具体的な内容としましては、下川小学校でございまして、もう既に活動の種類が22種類ということで…クラブ活動がございまして、それに対して、地域からの参加者実人数が42名、それから延べ参加者数としては63名、講師40名、ボランティア23名ということで、小学校4年生から6年生まででございまして、多種多様なものについて関わっていただいております。

前段の別の議員の御質問の中でもお答えしましたけれども、コロナ禍で非常に授業時数の確保で苦慮した一年でもあったんですけども、こういった地域学校協働活動によりまして、クラブ活動が非常に有意義なものに展開されてきております。また、参加をされた方からの感想でございまして、「普段小学生と関わる機会がない…だけど今回こういった形で関わらせていただいて、私自身がとても楽しかった」というような内容であるとか、「何十年振り小学校に行って、昔を思い出した」とか、後、編み物なんかでは、「実際に子供たちがやっ…手品のように感動してくれた」というようなお話なども出ているところでございます。

また、小学校におきましては、ESDともいえると思うんですけども…地域の保健福祉に関わっている方を講師として招きまして、高齢者福祉について学び、そしてその総合的な学習の発表を過日行いまして、町長それから近藤議長、私と、行って聞いてまいりましたけれども、大変素晴らしい内容もございました。また今後、私どもの教育行政にも活用させていただきたいと思っております。

また、中学校でも同様に、地域課題について地域の方からお話を聞き、現場も見て…ふるさと学習ですね…ふるさと学習を通じて地域の今後の課題解決に向けてのいろんな提案などもいただいているところでございます。

参考までに、高校の方でも、昨年度から、こういった地域の方のいろんな応援を頂いて、地域課題の解決に向けた発表なども展開していただいているところでございます。

本年度も同じようなものを計画しております。ただ、まだまだこのコミュニティスクール、地域学校協働活動…E S Dというものに対しての馴染みというか、内容がまだやはり御存じない方も多いと思います。そういったことから、そういったことを学ぶ機会を設定していきたいというふうに考えております。

また、学校と地域…双方向で、子供たちに対して何を期待して、どういうふうに子供を育てていこうかという共通認識…ここをです…きちっとしていきたいなというふうに思っております。

今まではコミュニティスクールはありましたので、学校経営方針についてはコミュニティスクールが承認するという形で、地域の方の意見を聞いた上で学校経営計画というものが成立してございましたけども、今後は更に…地域側が動くと、その根底にあるのは何かという地域共育ビジョンなんです。共育ビジョンというのは、地域というものを考えた時に、子供たちにどういった教育をしていったらいいだろうかという視点でやっていますので、学校と地域が双方向で、共通認識を持って、より良い教育をしていこうという方向性でございまして。

大体、以上の内容になっております。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 地域そして学校、さらにはそこにいる子供たちや住民、町民の方々、それぞれが関わることで下川の今について、また、年齢を重ねた方から見れば、過去から今に続くことについて共有できる大事な機会だと。地域と生徒、児童との関わりで、先ほど介護に関係した…そういった講座があったり、地域の担い手としてどういった人材が必要かというのは改めて子供たちに認識していただくというのは非常に大事な取組かというふうに思います。

話が若干飛ぶんですけども、同じような文脈で行くと、下川の林業、林産業を抱える…そういった町ですから、そういった担い手になる子供たちが「よし、ここで学んで、更に自分が林業について技術を習得しよう」ということで、北の森づくり専門学院に行きたいというようなことが…出てくると思いますし、出てきて欲しいと思うんですが、そこに対して町として奨学制度を設けるだとか、何か…今、下川商業高校に通う生徒さんへの補助だとか、いろんな制度がありますが、いろんな形で何かしらその…林業関係について学びたいと思う…そういうお子さんたち、あるいは児童生徒が、下川に帰ってくるっていうような…将来の人材として帰ってくることを期待しながら、そういったことを支える制度といったものを今後検討するとか、設けていくとか、そういったお考え…これは教育長でも町長でもいいですけども…そういったものがもしあればお示しいただきたいのと、後、最後になりますが、今年は映画の公開も予定されております。様々な形で下川が、また改めて日本中に発信する機会を得るといふふうになります。その時に、町はどういう町だと…先ほどの下川ブランドの話もありますが、下川の今後と未来について、住民一同、そして子供たちとともに、どういった町をつくっていくのか、そういったものをいろんな形で

発信できる、そしてそれを共有できる、そういった町になっていけばなという期待を申し上げ、最後の質問項目といたします。

まず、北の森づくり専門学院の奨学制度の件、もしあれば…。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 町では奨学金制度について様々な観点から検討しているところですが、まだやっぱりちょっと踏み切れない段階であります。その前に…やっぱりやっておかなければならないことというのが多々あるだろうという…そういう視点に立ってですね、現在、奨学金制度はつくってございません。

しかし、この奨学金制度については、効果の上がってる自治体もございまして、国や道の支援制度と…いろいろ鑑みながらですね、町としての独自のものが本当に必要なのかどうかという…このへんはやっぱり研究していく必要があるんじゃないかと思っております。

また、今、教育委員会としても、そういうような観点でいろいろ議論をしているところございまして、この後、教育長の方からも、その内容等について若干触れていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 奨学金に関しましては、以前にもこういう質疑がございましたけれども、現在、下川商業高校につきましては、学校の維持存続発展ということを念頭におきまして、地域の重要な学校教育の機関でありますので、そういった振興策を講じております。

ほかに、いろいろ…通学あるいは下宿をしてとかですね…いう方もいらっしゃると思っております。非常に多岐にわたっております。ですから、それをですね、全般にわたって支援していくというのはかなり困難が高いと思っておりますが、やはり非課税世帯ですとか…そういったところに関しての支援施策ですね、このへんについては検討しておりますが、現段階ちょっと踏み切れる状況にはないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 人材育成という名の下に、いろんな情報発信をしているところですが、いずれにしても、前の質問でも答弁させていただきましたけど、旭川の高校との連携や、あるいはまた「北の森づくり専門学院」という…この新年度からフィールドとして体験実習をしていただきますので、こういうような縁をですね…やっぱり大事にしながら、将来の林業従事者などに求めていきたいなど考えているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） これで、我孫子議員の質問を閉じます。

ここで、換気のために5分程度休憩いたします。

休 憩 午後 2時17分

再 開 午後 2時21分

○議長（近藤八郎君） それでは休憩を解き、会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

質問番号4番、2番 中田豪之助 議員。

○2番（中田豪之助君） 先ほどから同僚議員の質問にも度々出ていますように、新型コロナウイルスの影響により、非常に社会、経済、教育、流通、様々なところで、国をはじめ地方自治体、企業、商店、深刻な影響が出ていると思います。個人的にはここでの対応、これからの施策、短期的な…場当たりの施策だけではなくて、将来を見据えた、次の世代…私たちの子供や孫の世代をきちんと考えた施策を行わないと、自治体というのは存続すら危ういと、私はそういう危機感を持っております。その中で重点的に下川町の産業についての質問を行いたいと思います。

昨年12月の定例議会で町長に質問した時に、重点政策…これだけは死守する、ここを突破口とする、そういう政策はありますかと質問したら、「特に産業分野に重点を置く」というお答えでした。しかし、令和3年度の予算では、基幹産業である農林業の予算が、なぜか対前年比11%も減少しています。

続いていきます。町政執行方針にある「一人就農者の団地化、協同で就農できる体制」とは、具体的にどういうことですか。

それから、CSA…というのは地域支援型農業というふうに訳されています。ちょっと仕組みを言いますと、消費者が農家に代金を前払いして定期的に作物を受け取る契約を結ぶ…そういう仕組みであります。例えば会員となった町民は、生産者より月2回なり、3回なり、季節の野菜セットを受け取る…そんな仕組みであります。この地域支援型農業を推進して一人就農を支援する気はありますか。

それから提案ですが、一人就農者にジュース用トマトの作付けを推奨して、安定収入確保を図ってはどうか。

そして、農業ではなくて産業のことですけれども、スズキ株式会社、王子ホールディングス株式会社などの企業との交流拡大について、町長の方針を伺いたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 中田議員の「コロナ禍により自治体は存亡の危機にある中で、新年度の産業政策方針について」の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の農林業費予算の減額につきまして、当初予算での比較では対前年度比11.6%減であります。先般、御議決いただいた、令和2年度繰越明許費3億6,371万円を加えま

すと、2億8,174万円、39.8%の増であります。

農業費につきましては、対前年度比732万円、2.3%の増額となっております。増額の主な要因につきましては、草地基盤整備事業によるものであります。

林業費は、対前年度比8,553万円の減額で約38%の減少となっております。減額の主な要因につきましては、林道網整備事業費で2,719万円の減額となっております。林道事業計画に基づき、令和3年度の林道開設工事延長が、令和2年度よりも短くなったことによるものであります。

また、森林総合産業推進費では、5,886万円の減額となっており、令和2年度において実施した地域間交流施設熱供給面的拡大工事が終了したことなどによる減額が主な理由となっているところであります。

2点目の「一人就農者の団地化を図り、協同で就農できる体制とは具体的にどういったことか」についてであります。本町の農地、生産施設を維持していくため、担い手の確保は喫緊の課題であることから、コロナ禍において都市部から本町に単身での就農を希望する方を新規就農予定者として受け入れ、既に一人就農を実践されている方の農地の一部を譲ってもらう形で、一人就農者を含む新規就農者による団地を形成し、相互が協力を図りながら就農していく体制の構築を図っていく考えでございます。

また、御質問の「地域支援型農業を推進して一人就農を支援する気はないか」についてであります。生産者が消費者と直接つながることは、選果選別などの作業を自身の農園において実施することになり、生産者の経営方針に委ねることが望ましいと考えております。また、町内には主たる出荷先が2社あり、産地としての競争力を保つ必要があること、CSAを普及させるためには、生産者と消費者を結ぶ支援組織が必要であるなどの課題もあり、現状での支援は難しいと考えております。

御質問の「一人就農者にジュース用トマトの作付けを推奨し、安定収入確保を図ってはどうか」についてであります。本町の主要振興作物であるフルーツトマトは産地として確立されており、半養液栽培は、外的環境に左右されにくく、安定的な収量と単価を確保しやすく、現状においては最も安定した収入を期待できると考えていることから、フルーツトマトの作付けを推奨しているものであります。

次に、御質問の3点目であります「スズキ株式会社、王子ホールディングス株式会社などの企業との交流拡大について」お答えします。

御案内のとおり、スズキ株式会社は昭和62年に、王子ホールディングス株式会社は平成25年にそれぞれ誘致しており、企業との交流により、新しい知識や技術、ノウハウの導入、関係者との人脈や地場産品の販路拡大、地元からの物資調達、あるいは出張された社員との交流や移住、地元雇用など、様々な効果が生まれており、交流を深めるべきであることは共通の認識であると考えているところであります。

現在は、コロナ禍によって従来のような交流が思うようにできない状況にございますが、インターネットなどを活用しながら交流を続け、引き続き地域資源や土地の活用、地元住民の雇用や地元産業との連携など、企業が活動しやすい環境の創出に努めてまいりたいと考えてございます。

以上申し上げます。答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 11%減少の事はよく分かりました。

今、農業振興条例の方でもF S C認証材の利用促進ということが度々審議され、話題になっています。

今回、組織の改正で、森林商工振興課が…新しく農務課と一緒にあって、農林課ということになることも上程されております。私の知り合いの町民からは、森林政策の看板を下ろすのかと、そのような嘆きの声というか…ぼやきの声というか…ちょっと諦めのような感想も聞かれました。

自分の事で恐縮なんですけども、トマトを作るのは…フルーツトマトですね、メロンを作るより難しいといわれます。メロンは高級果物で相当難しいんだと…私は素人なりに思ってたんですが、プロの農家の人にいわせると、メロンは一本の木から一玉か…せいぜい二玉作って終わり。トマトはひと夏中…1段、2段、3段、どんどん上いって…たくさん採らないと赤字になります。下川町で6、7段、平取まで行けば12段、15段…それぐらい採ります。それぐらい樹の調子を保つのが難しいんです。ブドウはもっと難しいと思います…今年だけでは済まないんです。ブドウやリンゴやモモになったら、じいちゃんとかひいじいちゃんの代から土地を作って、木を作って、調子を保っていかないと軌道に乗らないんです。いわんや…山親です。先ほどから同僚議員の話にもありますけれども、下川の財産の森林…これは本当に50年先か100年先を見据えて、山づくり、森づくり、それから治水っていうか…水の事も考えて間伐とか、下草刈りとかしていかないとできないんだと思います。

それだけプロフェッショナル…専門家の知識が必要と思われる林業・林産業の分野で、組織の改編で…重きを置かないような町長のメッセージのように感じる…私だけではなくて町民の方にもそのような声があると思います。その点お尋ねしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 今回の機構改革については、行財政改革の一環として取り組んでいるものでございまして、過去の経過を見ましても、農林課というのは十数年前に…長い期間、課として存続していたことがございます。当然、町の基幹産業として農業と林業というのが核になってございますので、ここを重点的に一つの課の中で施策的に進めていこうという…そういう考えの下に、農と林を併せた課でございます。

いずれにしても、一つ一つの課が…名前は無くなりましたけれども、機能としては存続するものでございますし、さらに今後充実させていくために農と林の連携を含めた中で農林課というのを設置したものでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2 番（中田豪之助君） 町長がリーダーとして役場内にメッセージを…暗黙のうちに強力なメッセージを伝えることができるのが組織と人事ですね。こことここを一緒にする、こっちとこっちは離す、ああいう仕事したけど…この人は昇進しない、こういうことをしたけど…この人は昇進した、これはものすごいメッセージにつながると思います。

今、行政改革という言葉もございましたけれども、このメッセージを大切にしておいて下川町の産業施策により力を入れていただきたいと思います。

そして、次の一人就農の団地化の件ですが、一人就農、地域支援型農業を推進して、一人農業を支援することは今は考えてないということでした。町内に2社、出荷先があって、産地としての競争力を保つ必要があるということでした。そして一人就農については、地域おこし協力隊を前提にお考えということでしたけれども、実は町内で一人でも農家をやりたいという希望の人もいますね。ただ、その人は町内在住なので、地域おこし協力隊には応募できないので、今回の施策からは外れてしまう。そして産地としての競争力という話ですが、本当に…一人でこじんまりとやりたい人はフルーツトマトのようなたくさんの投資額はちょっと厳しいんです。それこそ半農半Xのように、冬場は除雪の仕事をやる、夏でも夕方からは商店に自分で勤めに行って、早朝と昼間と昼休みにちょっと畑の面倒を見る、そのような作業体系も十分考えられます。

農協に出荷する、もう1社に出荷するような事業体系ではなくて、そのような一人就農を支援する気はありませんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 今回公募させていただいたのは、地域おこし協力隊の農業支援ということでもありますけども、町内の方でも…地域おこし協力隊は難しいかもしれませんが、制度の中でいろいろ支援体制を作っておりますので、その条件が合致してくれば十分農業の担い手として、あるいはまた後継者として、そこに対象になってくるのではないかと考えておりますので、そういう情報も私どもの方に寄せていただいでですね、いろいろと判断をしてみたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。

また、CSAの…地域支援農業でございますけども、これについても町がどこまでそこに介入していったらいいのかというのは…なかなか私どもも情報として分からないところであり、判断できないところでございます。そういう取組を今やられている地域があるというのは伺ってはございますけれども、そこに町が果たしてどこまで介入していったらいいのかというのは、まだ私どもとしては情報が足りないところでございますので、今後また情報収集を図ってまいりたいなと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2 番 中田議員。

○2 番（中田豪之助君） CSAについては、先駆的な事例が長沼にございます。この間も仁宇布の山村留学の所に、そのの経営者…お二人が来てたので、私もちょっと会って話

を伺ってきました。先駆的で…まだ苦勞しながら続いているということでございます。その農園では小麦を生産して、製粉して、自分たちでパンも作って、宅配セットで売っているということでございますので…後で情報提供もしますので参考にさせていただきたいと思っております。

小規模な農家が経営に乗るためには、先行予約の販売…受注生産といいますか…非常に安定的に収入が得られるので経営に乗りやすいです。規格外とか売れ残りとか無くなります。それで地元のお客さんと顔が見れる…顔が分かる信頼関係があるから非常に軌道に乗りやすいです。ただ、買ってくれるお客さんとしては、今日は大根が欲しいと思っても…それは無いかもしれないです。キャベツ…いらないと思っても今それが採れてるんだからいっぱいきちゃう…そういうことはあるんですけども、そこも理解の上で会員となっていただく。これはSDGsの思想にとっても合致してると思います。

今、コロナ禍で流通が非常に心配なところであります。下川でも生協の利用者の方が非常に増えてると思えます…車多く走ってます。もし生協が…コロナの集団発生で機能がストップしたら、こっちの生産地と下川の消費地を結ぶルートが無くなってしまいます。

この間のSDGsの計画で、食料実質自給率という考えが今度の基準では無くなりました。ただ、地震も津波も無いと思っても、コロナで流通が止まったり、運搬が止まってしまう可能性はあります。下川町の強靱化計画にも起きてはならない最悪の事態の一つとして、食料安定供給の停滞ということが書かれています。こういう時に農家のじいちゃん、ばあちゃんの家庭菜園もそうですし、一人就農の人が何人か居て、そこで野菜をいろいろ作っててくれる。それをいざという時にみんなで分けて、流通が回復するまで何とか凌ぐということが十分考えられると思えます。CSAの…そのような災害に対する強い面もありますので、検討を是非お願いします。

それから、次に、一人就農者にジュース用トマトの作付けを推奨してはどうでしょうかということですが、加工トマト…ジュースの原料のトマトは、やはり小規模な一人就農…一人農家にとっては非常に魅力的です。投資金額が少ないです。そしてジュースの原料はほとんど生産量が減ってて、町外に頼らざるを得ないような状況も発生しています。

また、今は施設の民営化が論じられてる時でもあり、町として一人就農の人に、「ハウス二つあって…一つは加工ジュースね、これはこうしてこうしてこうすると大体何十万円ぐらい収入見込めるよ」っていう道筋をつけとけば…その手立てと生産者とセットになれば、引き受ける民間業者も話がスムーズに行くのではないかと思います。そして…半農半Xではないですが…ジュースのトマトはフルーツトマトより単価は安いですが、そのぶん労働時間が少ないので、時給に換算したらそれほど悪くありません。

その点まで考慮されて、一人就農でジュース加工トマトの作付けを勧めるというお考えはありませんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 町ではフルーツトマトを推奨していますが、決してそれだけの特化させて推奨していることではなくてですね、様々な作物の情報提供をしながら…最終的

には就農される方々が決断をして、そしてその作物を栽培していくことに尽きてくるのではないかと思います。

その条件等については、さきに就農されている方々の…先輩の方々ですね…いろんな経験談を聞きながら、それに基づいて就農者の方々が判断していくってということがよろしいんではないかなと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 次の質問に移らせていただきます。スズキ株式会社、王子ホールディングス株式会社との企業交流の拡大ですが、王子ホールディングスは、下川、名寄、長沼で薬用植物を試験栽培、研究しております。

私は、王子ホールディングスに農地を貸している御縁で本町の薬用植物研究会の会長を務めさせてもらっております。去年の8月に薬用植物研究会の総会がありまして、北海道で薬用植物関係の法人化を予定しているということを聞きました。町長も忙しい中、出席してくださいました。法人となるなら是非、下川町で設立登記してもらえると大変喜ばしいのですが、町長の執行方針には交流拡大という言葉があり、何か王子ホールディングスについてアクションを取られたでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 王子ホールディングスについては、現地に研究室を持ってございますので、そこの責任者の方と逐次連絡調整をさせていただきながら情報を収集してるところでございます。残念ながら東京本社の方は、このコロナ禍の中で訪問を控えさせていただいておりますので、直接的な情報収集に至ってございませんけれども、現地の研究室を通してですね…様々な情報収集を現在させていただいているところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 交流拡大というふうにあるからには、リモートとか…そういうことではなしにですね、是非、町長自らトップセールスといいますか、スズキでも王子でもパイプを太くするというようなおつもりでアプローチを是非お願いします。

そして、スズキ自動車ですが、1920年の3月15日に設立されて、去年は100周年だったそうです。この節目のめでたい時に、町から何かメッセージとか、お花を送るなどされたのでしょうか。また、鈴木修会長は今年の6月の株主総会で退任されるということですが、この時、町から何かお祝いついていうか…メッセージっていうか…そういうことをする予定はあるのでしょうか。町として何か行うのであれば、議会としても同調して…感謝の意を表したいと思っております。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） スズキが100年を記念して、いろんな情報提供をされている時に、町としてはですね、会長、社長宛に祝辞をメッセージで送らせていただきました。なかなか…物というのは逆に失礼に当たるところもございましたので、祝電にて失礼をさせていただきますところでございます。

また、報道等で鈴木修会長が6月の総会をもって退任されるということで、それについても今…どのような形を取ったらいいのかということで検討しているところでございます。

これも町だけではなくてですね、町内にはスズキ会という親睦団体もありますので、こういう団体やあるいはまた仕事上のつながりもある企業もありますので、こういうところも含めてですね、どういう方法を取ったらいいのかということで、これは新年度になってからいろいろ協議をしてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 交流拡大ということに…ちょっと関連してお尋ねしたいんですけども、先月末に栃木県の足利市で山火事がありました。106ha 焼けて、ほぼ消化するまで九日かかって、305 世帯避難勧告が出ました。北関東自動車道の一部もその火事の間、通行止めになりました。

本町も昭和43年に奥サンルで大きな山火事があったそうです。この時は国有林で549ha、道有林で351ha 消失した。そして消火のために延べ7,000人も出動したそうです。

足利市の山火事は、同じ森林の町として大変な惨状であり、同じ経験を持つ下川町として何かメッセージを送るとか…そういうようなアクションを取るお考えはありますか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 全国各地でそういうような災害が起きてございますけども、町としては考えておりませんので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 私ごとで恐縮なんですけれども、一昨日、私のハウスの横でフキノトウが芽を出してまして、天ぷらにして食べました。春の味わいで美味しかったです。

先ほど来から、タラの芽の試験栽培というような話も出てます。これから下川町でいろんな山菜が採れだす時期です。ふるさと納税でそのような山菜を返礼品にするとか、町長の執行方針の中で交流拡大ということがあります。ふるさと納税は目標が1億円あります。町長は前にお礼の手紙を書いてくれましたが、これからは、「春で山菜の美味しい季節です。」ということで、町長自ら…春の返礼品に付けるメッセージ、または「前回のシイタケは気に入っていただけましたか。山菜が採れるこの下川町の森林のために、是非また納税を考えてください。」…そのようなトップセールスの手紙などを考えると、ふるさ

と納税 1 億円も夢ではないと思います。いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） ありがとうございます。文面もいろいろと工夫しながらですね、やっぱりマンネリにならない…そういうようなお礼状ですね。また、返礼品等についても、そういう四季の物というのは非常に喜ばれるのではないかと思いますので、そのへんも検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2 番 中田議員。

○2 番（中田豪之助君） 私もそのようなお礼状を書くことがありますが、大変お客様からは…下手な字でも、たどたどしい文章でも…「ああ農家の親父…書いてきてくれた」といって評判がいいです。下手でもたくさん書いていると、段々スラスラ書けるようになります。是非、町長のトップセールス…手紙でもお礼状でも…行っていいですか…という申し込みでも…このコロナ禍での下川町の存続のために、是非そこは強調…重点を置くところだと思います。そう申し上げて私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） これで、中田議員の質問を閉じます。

次に、質問番号 5 番、1 番 斉藤好信 議員。

○1 番（斉藤好信君） それでは、質問させていただきます。

御存知のように北海道は、さきの 7 日にコロナ感染症緊急事態宣言を解除したところであります。しかし、いまだに感染者の減少率は鈍化の状況であります。

私が昨年 12 月の定例会の一般質問で課題提示した、在宅介護をされている家族が感染された場合、また、ひとり親世帯の場合、残された介護の必要な高齢者又は子供の保護とその対応について伺ったところであります。

その後、内部で具体的な対応、方針が明確になったのかを伺いたいと思います。

次に、ワクチン接種について、報道によると 4 月 19 日までに名寄市に…多分…ファイザーのワクチンではないかと思いますが、先行配布される予定であるという報道がされました。優先順位では、医療従事者、次に 65 歳以上の高齢者であります。まだワクチンの本数等が具体的に示されていない中であります。町として先行して行く医療従事者とともに、高齢者との接触度が高い介護職に関わる人たちも先行して接種を受けられることが望ましいと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「コロナ感染症対策及びワクチン接種について」の御質問にお答えしたいと思います。

はじめに、在宅介護をされている家族などが新型コロナウイルス感染症に感染した場合の在宅高齢者や子供に対する具体的な対応方針についてであります。新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、本年2月に「下川町感染症対策マニュアル」に対応策を盛り込む改訂を行ったところでございます。

この対応策について具体的に申し上げますと、在宅されることとなる方への支援として、初めに相談対応として、生活されていく上での困難な事などの状況を把握します。生活の支援や介護が必要とされた場合は、介護認定を受けている方であればケアマネージャーが、それ以外の方は保健師が、家族・親族等で対応していただくことを基本であることをお伝えし、対応可能な家族・親族等がいれば、対応が可能な期間・時間帯などを把握し、その方の生活支援をしていただきます。

次に、家族・親族等による対応が可能とならない期間・時間帯や、対応する家族・親族等がない場合は、ケアマネージャーや地区担当保健師、サービス事業所にて対応を行います。

最終的には、夜間帯や休日などにおいて、生活支援や介護の必要性がある場合は、対策本部に保健師、看護師、介護職員からなる支援チームを設置し、状況に応じてチームで対応することとします。

このように、まずは支援の対象となる方の状況をしっかりと把握した上で、第一義的には家族・親族等による生活支援を行っていただきますが、それが困難な場合は、町の災害時対応として、対策本部による支援を行うものであります。

いずれにいたしましても、保健所の指導の下に対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、医療従事者とともに、介護職員も先行してコロナワクチンの接種をすることが望ましいとのことについてであります。御承知のとおり、当面確保できるコロナワクチンの量が限定的であり、その供給も順次行われる見通しであります。接種の第一順位である医療従事者等の範囲については、国から、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションに従事し、新型コロナウイルス感染症の患者や疑い患者に頻繁に接する業務を行う職員、自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務で、新型コロナウイルス感染症の患者や疑い患者に頻繁に接する業務を行う職員、新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員と示されているところであります。

また、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等の職員については、基本的には基礎疾患を有する者と同じ第三順位に位置づけられております。

なお、市町村及び施設等の体制が整う場合など、一定の要件を満たす場合は、第二順位にすることが可能とされておりますが、町といたしましては、国の方針に沿いつつも、制度上可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げます。答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 非常にですね…具体的な対応方針が明確になったことは、町民にとって大きな安心感が生まれるんじゃないかというふうに思います。よって万が一の時は、

関係者、それから今答弁にあった支援チームの方にご尽力をいただきたいというふうをお願いします。

それで、今の答弁の中で、私…去年のコロナ関係が起きた時に…ちょっと一般質問で伺いましたけども、隔離される場所…これが宿泊施設等も対象になっておりますが、その時にですね例えば五味温泉、それから結いの森などがありましたけども、今回もですね…支援チームが…ということがありましたけど、住居ですね…例えば介護を受けてる方はそのまま自宅で支援チームによる介護を受けながら、家族が帰ってくるまでは保護っていうか…介護する。

それから、先ほど言った子育て世代のですね…ひとり親の方の子供の場合は、その家でするか…それとも新たな施設ですか。

その時に、居住される場なんですけども、先ほど言った2か所のほかに、例えば本当に隔離された場というふうにした場合、ヨックルというのは…一軒一軒別々になってるんで、あそこも対象にしてはどうかというふうには私は思うんですが、この点いかがですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 隔離する宿泊所ということなんですけども、基本的には感染された方の場合については、保健所が定めるホテル等が決まっておりますので、そこでないと対応できないということなんです。

それで、町内で介護を受けてる方について、基本的には先ほど申し上げたとおり…今お住まいになっているところで家族の方々を含めて対応していただくというのを基本にしながら、それで対応できない場合については支援チームが対応するということ。これは…その方については感染者ではなくて、あくまでも疑いのある方…濃厚接触者あるいは疑いのある方で陰性になった方ということになると思いますけども、そういった方については、基本的には今お住まいの住宅で対応してまいりたいというふうを考えてます。

その場面場面で、どうしても住宅では対応できないという方が…いるかどうかちょっと分かりませんが、そういった場合については、どこかの場所を確保して対応しなきゃならないというふうには考えておまして、具体的には今仰ったような…ヨックルなんかも対象となる施設には考えられると思いますけども、現在のところはそこまで想定はできておりませんので、原則的には今お住まいの所で…支援チームが必要になれば…その支援チームが対応していくということで考えております。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） ちょっとですね…言い方が悪かったかもしれませんが、答弁にあった最後の部分です…感染された方ではなくて、残された家族ですよ…当然陰性で…ただ濃厚接触者になるかもしれませんが…そういう対応なんですけども、今答弁にありましたので、そのへんを検討していただくことが非常に大事だと思うんですね。

これは前回も言いましたけども、他の所では実際に起きている事例がたくさんあります

から。それでその時になって非常に…感染された家族が病院に行かなきゃならないんだけど置いていけない、そういう切羽詰まった場面が随所にですね…事例としてあります。

それですね、本当に…起きなければ…これはもうこれ以上良い事はない。ただし、万が一起きてから考えていては、先ほど言ったとおり…全部後手後手に回ってしまうんで、対人間ですから、そこはですね是非、現場の実情に則した対応を取っていただきたいと思えますけども、このへんはですね…先ほど答弁があったとおり…可能ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） まずはその御家族、それから本人の状況も含めてですけども、きちんとした状況把握をして、その対策を取っていくということになりますので、そういった意味では必要な支援というのは行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤義信君） 先ほども言いました、今回の…本当にこの対応策は非常に私としても…本当に安心しております。この感染対策の支援チームが…起動されないことが一番望ましいんですが、万が一の時は速やかにこの支援チームが対応に当たっていただけるように、ここはお願いしたいと思います。

それから、次のワクチンですけども、先日、政府与党関係なんですけども全国の自治体の意向調査を行いました。その中で各自治体がどういう不安とか…思っているかということで、それでなんとですね…91.4%の自治体が情報不足であるという結果が出てます。これは報道でもよくありますが…それで、このワクチンが、いつ、どれだけの量が確保され、そして各自治体にいつ届くのかというのがですね…非常に不明確なんです。それによって、町のワクチン接種体制ということのスケジュールが後々になっていくと思うんですね。

それで、一つ聞きたいんですけど、ワクチンの接種は各自治体に委ねられておりますけども、どこまでの範囲で任されているか。許されてる…許容範囲とか、権限ですよ、ここまでは自治体に委ねますよ…任せますよというのは、そこをまず聞かせていただきたいと思えます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 質問にお答えいたします。ワクチン接種につきましては、やはり基本的なものにつきましては国の指示というふうになってございます。都道府県の協力によって、市町村において予防接種を実施するとなっているということでございますが、ワクチン接種の順位等…裁量についてでございますが、これはやっぱり一応国の示す…一定の要件を満たす場合により…それは可能ということでございますので、自治体自体

が全て権限を許されてやるものではなく、それぞれ接種順位とか、場所などについても細かくですね…国の方から指示がございます。

それは私ども…自治体職員におきましては、昨年から…リモート会議によりまして、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保についてということで、自治体説明会…これを厚生労働省から受けてですね、それに沿って実施する予定でございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 今の答弁は…制度上可能な範囲ということで…それはよく分かります。

それですね、先ほど述べたように、情報不足…政府の担当大臣の答弁もですね…これは物があつての話ですから、当然、若干変更が重なるってことあるんですけど、前回ですね…資料として提示された中で…これも若干スライドしていくんじゃないかと思うんですけども、まず、前回提示されたのは4月の第1週からってことで…やっていくっていうふうにありますけども、これでいくとですね…担当課の方が詳しいと思いますけども…はっきりはできないのはよく分かっていますから…例えばさっき言った4月19日に先行で道内22の市町の中で配布されるようになってます。下川はまだワクチンの受け入れ態勢というのは…多分物とかまだ揃ってないと思うんですけども、そのへんも含めてですね、まずこの受け入れ態勢が整っているか、それによってワクチン接種がどのようにスライドしていくかという点をですね、まず伺いたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） お答えいたします。今議員が仰ったように、まだ不明確なところがたくさんございます。今現在の予定といたしましては、医療従事者の接種については3月22日の週または3月29日の週というような情報がございます。それに伴いまして、高齢者…65歳以上の方につきましては4月26日の週というようなことで、今現在、国の方からの指示とございますか…がございます。

受け入れ態勢については、前回もお答えしたとおり、会場的にはハピネスで集団検診として、接種につきましては病院の医師、それから看護師をお願いする態勢は整っておりますので、今後、先ほど言った…4月26日の週の予定に向けて、今、接種券の発行の準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 備品はまだ揃ってないかどうか、ちょっと教えてください。

それからですね、接種会場として病院、それからハピネス…ハピネスでやる場合は、当然お医者さんが一人行かれるというような感じだと思うんですけども、その場合に一般の診療の方は支障がないスケジュールだというふうに思いますけども…そこと、ハピネスを

接種会場にした場合、御存知のとおり…高齢者団体とかいろんな団体が使われてますけども、それはもう混同されても今までどおりやっていくということによろしいですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
堀北病院事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） 齊藤議員の質問にお答えいたします。備品関係です。
まず、冷凍庫…マイナス 75℃のタイプが、明後日…18 日に町立病院に届きます。そのための工事…専用ブレーカーを付けて、万が一電気が落ちないようにということで対応したいと思います。その後、日程は決まってませんが、ファイザー社製以外のワクチンについてはマイナス 20℃タイプですので、これがまた後日来ることになってます。結局、市町村には 2 台の冷凍庫がくるような形になっています。

それから、ファイザー社製については、希釈をしなければいけないということで…薄めなければならないので…希釈する溶液、それからその関係する道具ですね、それも発注しております。

それから、接種等に使うグローブだとか、マスクだとか、血圧計だとか、後、アナフィラキシーを起こした場合…やっぱりショックが起きますので、そういった場合の薬剤ですね、そういったものを発注しております。それと、細かな消耗品関係も全て今発注をかけて準備をしております。

それから、先生の関係ですね。一応先生 3 人いらっしゃいますので、3 人の先生で午前は 10 時から午後は 2 時からということで接種会場に行って問診を行うという形になっております。

それから、当然、体調を崩す方もいらっしゃるの、やはり 30 分間は待機していただくということで、その間、医師がそこにいるということで対応したいと考えております。

それから、接種会場につきましては、今考えてるのは、ハピネスに入って右側の部屋とロビーを使ってやろうと考えています。団体関係はそこを利用しませんので、ぶつからないような形で…。

また、水曜日午後からは、乳児検診などがございますので、そこについては水曜日の午後からのワクチン接種はお休みという方向で今います。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 今の…備品ですね、これは当然万全な態勢だと思うんですけども、今心配されてるのは、当然ですね…電気入れてやるんですけども、万が一停電になった場合は補助電源の…ここはもう完全に…そこも含めて対策は取っているということによろしいですか。

それと、今ですね…医者とかありましたけども、下川の町立病院っていうのは…今でもですね…看護師さんとか、補助さんとか、そんなに余裕があってやってるわけじゃないので、出ていかれると…いろいろあるんじゃないかと思うんです。

それでですね、ほかの町でもいろんなことをやってるんですけども、例えばOBの方で

すよね…看護師の資格を持っての方で…そういう方も例えば注射を打つというんじゃなくて、受付とか…その場でやらなくちゃならない医療従事者の仕事を手伝うとか、そういうことも考えられると思うんですけども、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
堀北病院事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） スタッフについては、医師一人、注射を打つための看護師は二人配置するようになってます。一人は今言ったように…OBの方をお願いしているかなというふうに思ってます。一人は職員というふうに考えてます。後、受付とか問診とか、そういった注射を打つ行為以外のものについては臨時職員を雇っていただいて対応するようになっております。

電源は無停電装置が外にありますので、停電になったらすぐ無停電装置が作動しますので…停電には対応しております。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） ありがとうございます。それからですね、ちょっと確認ですけども、質問でもしましたけども、僕はですね…先ほどもあったんですけど、医療従事者…国の方針としてはそうなんですけども、今北海道もなかなか感染率が鈍化してるっていうのは…要するに増え方が小さくならないっていうのは…やっぱりクラスターなんですよ。やっぱり医療機関とか福祉施設関係で出てしまう…それはいろいろあるかもしれませんが、やはりですね職員の方は仕事をされて帰る…要するに外部等の中に入ってしまっ…また来る、そこからの感染が多いということなんですね。そういう意味も含めてですね、医療従事者、それから介護職員というのは、非常にそういう意味では危機感を持って、毎日緊張感と…一つ大きな支えというのは、やっぱり使命感持ってやっていると。思うんです。

それで、担当ですから聞いていらっしゃるかもしれませんが、現場ではやはり定期的に…例えば一週間でも二週間でも1回ずつPCR検査を受けて、自分が感染していないってことを確認したい、そして仕事に当たりたいっていう…こういう現場の声っていうのがあるんですね。PCRというのは…知ってますから…詳しい事はいいですから、抗原検査とかですね、働く人が安心して利用者さん、患者さんに接触っていうか…できるような形というのは考えていらっしゃるいませんか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
堀北病院事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） 医療現場におきましては、職員の皆さんには、自宅出る前に体温チェック、それから来てから体温チェックをしていただいております。それで少しでも風邪症状等がありましたら、その時は休んでいただいて体調を確認するというところで、それでなおかつ体調が優れないってことであれば、医師の判断で行政検査という形

になっております。ですので、少しでも体調が悪かったりした場合は、極力出勤をしていただかないような形を取っております。それでどうしても熱が下がらない、風邪症状が続くということであれば検査をしていただくということで対応しております。

また、PCR検査はうちの病院ではできない…抗原検査になりますので、抗原検査の方で検査して、そこで万が一プラスに出た場合は、名寄にPCR検査をお願いするような形になります。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） そうじゃなくて、定期的に…抗原検査でもいいですけども、従事者が安心できるように…そういうことは考えていないかっていうことを今お聞きした。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
堀北病院事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） その件については、院内でも検討をしました。現在のところ、町内での感染がほとんどないということもありますし、定期的に検査する必要がないということで、現時点ではやっておりませんが、感染が増えてきた場合…町内、名寄含めて…増えてきた場合は、そういったこともやらざるを得ないかもしれないというのは院内では検討してるところでございます。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） それでですね、施設関係の方に聞きますけども、施設の方では当然…利用者さんというのは高齢の方ですし、医療従事者と同じぐらいですね…やはり緊張感そして使命感を持って毎日お仕事されてると思うんです。

先ほど言った声というのは、医療従事者だけでなく、介護従事者の方もそういう声がありますけども、そこはいかがですか。

○議長（近藤八郎君） 齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） あけぼの園につきましての対応なんですけれども、基本的には先ほど事務長が話された対応と同じ対応を取ってございまして、特別…施設でPCR検査、抗原検査ですね…そういったものは行っておりません。毎朝、体温チェック等々行っているんですけども、異常があった際につきましては病院に行ってくださいまして、そこで病院の先生に判断していただいて、PCR検査が必要だということであればそこで検査をしていただくということ、そういった対応を取らせていただいております。個別にPCR検査を施設で実施するということは、今のところは考えてございません。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 町として…やっぱり町長ね、PCRというのは…分かってます…順序があるってことは知ってますけども、そういう抗原検査でもいいですけども、何度も言っているとおり…やっぱり介護従事者とか医療従事者が、安心して利用者さん、患者さんに向き合っていけるようにですね、ここは検討の余地はございませんか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 一定程度は現場に委ねましてですね、現場の状況を報告いただいて、そして判断をしている段階でございますので、現在のところはそういう意思はございません。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） それじゃあですね…医療従事者と介護従事者と同じぐらい…もっと言っちゃうと…接触度が高いなと思うのは、ヘルパーさんですね。各家庭に 1 時間、若しくは 2 時間ですね、家庭の生活の支援などを行ってるわけですけども、この方々も非常に緊張感持ってやっているとありますけども、この方々も含めて今のお話でよろしいですか。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 先ほど町長が答えたとおりでございます。やまびこ学園、あけぼの園等と同じ扱いでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

G I G A スクール構想についてということで、教育行政執行方針において、G I G A スクール構想事業に基づく I C T 環境の充実を求めるとの方針を示されました。学習環境についても児童生徒に一人一台のタブレット配置が整っています。

まず、国が進めるデジタル教科書導入に向けての対応を視野に入れての今回の事業の推進なのかを、まず一つ伺います。

それから、情報教育として、小学校からパソコン操作方法の授業を進めている事例もありますが、マナーや留意点などについて扱う内容は全て現場に任されているのが現状です。

情報教育とともに情報倫理教育についてのカリキュラムなどの検討について、町としての考えを伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 齊藤議員の「GIGAスクール構想について」の御質問にお答えいたします。

文部科学省では、令和3年度政府予算案におきまして、「学習者用デジタル教科書普及促進事業」として、「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を計上しております。

本事業は、学校及び家庭において使用いただき、教育効果を検証するとともに、提供に当たっての課題等を抽出し、課題の解決策を実証的に明らかにすることを目的としているものでございまして、本町におきましても、小中学校と相談の上、参加を希望しており、全国的に調整後、決定する運びとなっております。実証事業における端末につきましては、令和2年度に整備したタブレットの活用を視野に入れております。

また、パソコンの操作方法につきましては、一人一台のタブレットを整備したことから、授業における指導も必須となっております。

情報教育の目標といたしましては、情報活用の実践力、情報の科学的な理解のほか、社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度が重要と考えます。

新学習指導要領「総則」の解説には、児童生徒の発達の段階に応じて情報活用能力を身に付けさせるために、どのような学習活動を行うことが必要であるかが示されており、小学校、中学校との接続についても明確に示されています。

小学校段階におきましては、慣れ親しませることから始め、低学年の段階からコンピュータなどの情報手段を身近な道具の一つとして、操作を体験したり、楽しさを味わわせたりすることにより、親しみをもち、抵抗感なく使うことができるようにする。

そして、発達の段階に応じて「キーボードなどによる文字の入力」、「電子ファイルの保存・整理」、「インターネットの閲覧」や「電子メールの送受信」などの基本的な操作の習得に取り組み、小学校段階で確実に身に付けさせることが必要であります。

こうした「コンピュータの基本的な操作」や「情報モラル」、「情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動」を通して身に付けた知識・技能といった小学校段階の基礎の上に、中学校段階では、発達の段階に応じた「情報モラルを身に付ける」とともに、「情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動」を行い、各教科において情報手段を活用した学習活動を行うことが重要であると考え、小学校と中学校における指導の連携を推進してまいります。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） 1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 今答弁にありましたとおりですね、文科省で進めているプログラムなんですけども、今議論されてるのはデジタル化なんですけども、そこに教科書も盛り込むという…一つの目標ですよ。それでですね、このデジタル化についてですね、今の

教科書の問題ですけれども、文科省の有識者会議というのがございまして、この中でいろんな意見があるんですけれども、一つですね…懸念されているものがあります。

例えば喜名さんという…この方は全国の連合小学校校長会の会長をされておりますけれども、この方はですね、授業の活性化や学校事務の効率化…こういうものが期待されますよ。ただし、全面デジタル化には違和感があると。

それから、テレビなどで有名な尾木さんという教育評論家がおられますけれども、この方もですね…もう少し十分な検証を行う必要があるという話もされています。

そこで、私が今言うものが…全てじゃないですけども、こういう意見があるということまで聞いていただきたいと思うんですけども、例えば川島さんという東北大学の教授がですね、これは2008年度ですから…もう13年にわたってですね…仙台の小中学校でいろんな調査を行ってきたんですね。その中で学力や脳に及ぼす影響について…ずっと調査してきたんですけども、それを一つ参考で意見を出されてますけれども、例えば平日に1時間以上使う子供の学力というのは極端に低かったと。利用時間が長いと脳の発達が阻害され、認知機能が落ちるということも調査で分かったと。それで何が言いたいかということですね、動画や音声で受動的に情報を得るよりも、本…つまり紙媒体での情報の方が、処理する能力というのは…脳の能力というか領域というのは発達するんだってということで指摘されていますね。

それで、今タブレットも含めてですね、スマホが普及されていますけれども、スマホを持つことはいいんですけども、いろんな情報を…情報処理能力についてですね、やっぱり力を入れていくべきじゃないかと思うんですね。

それで質問したいんですけども、先ほど私が質問したとおり、操作とかいろんな面の…タブレットも一人一台持っていると。それから先ほど同僚議員の答弁の中でありましたけども、家庭へ持ち帰るということも可能だっていうふうに…先ほど答弁しましたけども、もちろんこれは学習の中で使用していくことが基本ですけども、その中で…操作方法とかそういうのはちょっと置いておいてですね、私が指摘したいのは、情報処理する時の…対応というんですか…やはりこの情報処理が、みんな個々違うんですよ。だからそこに…先ほど答弁あったとおり、例えばモラルとか…いろんなことが教育の中に入っていくと思うんですけども、そのへんも含めて、これは担当する方に全て任せていくという…そういう方針でいいんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君） デジタル教科書につきましては、確かに実証事業がありまして取り組みますけれども、実態としてはデジタル教科書と紙ベースのものと両方を使うような形になるのかなというふうに思っております。

御指摘がありましたように、ICTと過剰な接触による弊害というものは確かに懸念されます。例えば脳であるとか、眼であるとか、体に対してであるとか、科学的に影響を及ぼす可能性はあります。このへんについては、教育行政執行方針にも触れさせていただきましたが、過剰、不適切なデジタルメディアとの接触については、やはり家庭における使

用倫理といますか、約束事としてきちっと規定する必要があるというふうに思います。

参考までにですけれども、下川中学校の生徒会でございますけれども、SNSの7か条というものを作成しております。これはまさに懸念されている部分に対する防止策ということでもあります。一応…9時30分以降はデジタルメディアとの接触を控えるとか…そういったこと、それからアクセスについては十分注意を払うというようなこと…こういうものなんですけれども…すいません…夜9時半以降はSNSを使用しない、それから勉強中や寝るときは自分の手の届かないところに置く、あるいは自分や他人の個人情報を載せない、相手が傷つくことを書き込まない、ネットの情報を信用しすぎない、怪しいサイトを開かない、トラブルにあったら一人で抱え込まず保護者や先生に相談する、これは3年前の2月ですね…2019年の2月に策定をしたものであります。大変素晴らしいものを中学校生徒会独自に作っているとあります。

これはですね、この発端になったのは、私の記憶では…コミュニティスクールで、今、小中学生の課題としてSNSと…デジタルメディア全般ですけれども過剰な接触があると、これは全国学力学習状況調査の中でも全国的に見ても下川の子供は接触時間が多いというデータがありまして、脳、視力、身体に与える影響について旭川医大の先生に…見識のある先生に来ていただきまして、子供たち、それから親と別々にですね、講演会をやったり、もう一方では、実際にSNSで怪しげなサイトにアクセスをして…事件性のあることに巻き込まれたりというようなこともありましたので、そういった講習会なども展開をしているところであります。

それから、このSNSの使用に関しては、現在、下川町学校ICT教育推進協議会…これは小学校、中学校、それから教育委員会、それぞれ2、3名のスタッフが出まして、教育推進協議会を設置しております。また、その下部組織として研究推進委員会…これは実際にどういうものを使うか、どういうことに留意していこうかという具体的な検討を行うんですけれども、そういう2段階の組織を設置しております、ICT環境の充実を図ろうとしているところでございます。

それから、ICT推進アドバイザーの設置、それからICT支援員、専門的な知見を持った者を新年度…配置を予定しております。具体的には、アドバイザーというのは全体的な活用に関する専門的なアドバイス、それからICT支援員に関しては、具体的に学校現場で…操作的な部分です。教職員もICTの活用技術については様々でありますし、それから教育に活用するということになる、またいろんな工夫も必要になります。

そういったことで、専門スタッフの…常勤、非常勤はありますけれども、配置を予定して予算計上させていただいているところでございます。

それからですね、一人一台タブレットになることによる小中学校それぞれのタブレット指導内容についての現段階のまとめでございますが、例えば小学校においては、コアルール…本当に基本的な事です。端末は学びのために使うということ…ほかには使わないということです。それから、学びの道具として大切に丁寧に使う…ごく基本的な事ですけれども、小学生に分かりやすく…こういったコアルールを決めていきたいと。

それから、学習規律としては、先生の指示を聞いてから使いますということ。それから、タブレットは自分のものだけを使いますということ。それから、勝手に設定をいじりませんということ…初期設定を変えないでくださいということ。それから、仕舞い終

わった後には収納して充電をする…簡単にいうと収納棚みたいなものですね…そういうものがありますので、そこに仕舞ってくださいと。

すみません…答弁がちょっとずれたかもしれません。よろしくお願いします

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 分かりました。要するに、そういう倫理面を含めて講習会などをやっているとすることで、そこには当然ですね…現場を担当される方もそこに入って、そして講習会やるということいいんですね。

○議長（近藤八郎君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 今申し上げた、ICT教育推進協議会…ここでいろんな課題となっていること、そして研究推進委員会で具体的な構想を練ります。それで教職員ですとか、子供たちに伝えたいことを明確にして、そして踏み出すということです。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） ということは、現場に任せきりにはしないということですね。

それですね、この教育方針でもありますが、先ほども答弁ありましたとおり、学校、それから家庭の中で倫理に関してはやっていますよと…長丁場使っちゃいけないよ…いろんなことは。ただ、なかなかですね…家庭での使いすぎにブレーキかけたり…つまり家庭で管理するというのは…父兄の声なんですけど…難しい…これが現実なんです。部屋に閉じこもってやっちゃうから。だからなおさらに…やっぱり現場の中で…つまり学校ですね…そこで担当する現場の方が、情報処理ということに関してと、それから情報倫理に関して、非常に大事だというふうに思うんですね。

それから、先ほどありましたけど…これは仮定の話ですけども…去年起こったことですから…学校が休校になったりした時に、例えばタブレットを用いてリモート学習などをした場合ですね、これは情報環境が整ってるところと整ってないところがありますよね。つまり…これ一つの情報差別なんですよ。そういう子はどうするかっていうと、例えば前に答弁あったとおり、公民館で…Wi-Fiがあるからそこでやりますとか、そうするとやっぱり一部の子がそうなる。これはどこもそうですけども…情報環境の整備には、やはりある程度の支援をしないとどうしても差別化になってしまうというふうに思うんですけども、ここはどうでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 家庭への持ち帰りについてでございます。今お話いただいたとおり、通信環境に差があります。また、保護者に対して1回目のアンケート調査をした

時に、そういった懸念も出ております。当面はタブレットの自宅への持ち帰りはしない方向です。どうやって使うのかということですが、まず学校で使うということ、それからどうしても…例えば長期的な臨時休業等が発生した場合には、前段、別の議員の質問にもありましたけども…いろんな方法を使って学びの保障をしていくということになっていきます。ですから、そのへんを留意しながら、どのようにタブレット持ち帰り、校外持ち出しを展開していくかということをもまず考えていきたいと思っております。

それから、家庭における通信環境…これはまだどのように整備するかは未定です。これは家庭様々な状況がありまして、なかなかこれを町で全部整備するというのは非常に多大な経費がかかるというのは明確ですので、そのへんはまだはっきり申し上げられません。

御心配があったように、自宅に持って帰ってしまっただけということも当面はタブレットはありませんので、自分で持っているスマホなどでの利用に関しての心配は当面あります。それは保護者に対しての…先ほどお話した7か条の徹底…こういったものを家庭教育としてお願いしていくと。ここまで学校で見届けるとするのはなかなか確認は難しいので、家庭教育に委ねる部分が当然あるというふうに思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 分かりました。先ほどは家庭に持ち帰るっていう…同僚議員に答弁されてましたけども、今の…いいです…答弁で。

まさにですね、この情報処理…いろんな情報がどんどん流れてくる。確かに現代っていうのは情報社会なんですよ。しかしですね、正しい情報が全ての人に届くとは限らない。

だから個々の情報処理、その中には倫理も含まれますけども、そういうことをやはり子供のうち、生徒のうちからですね、きちっとそういう教育も大事じゃないかと思うんですね。

私もいろいろ勉強したんですけど…やはりですね、この情報処理というのは、頭が賢いとかですね…良いとかじゃなくて、やはりその中核というのは心だっていうんですね。

心を育てる、それによって正とか邪とか、善悪とか…どこが良い、どこが悪いっていう…そういう価値観を育むことが大事だなと思うんですね。

そのへんを含めて…ちょっと私の意見も入りましたけども…私の質問を終わりますけども、教育長何かありましたら、最後に承って私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（近藤八郎君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 今お話いただいたのは、まさしく情報モラルの事ではないかなというふうに思います。

ポイントとしては、肖像権を守るということ、それから個人情報のセキュリティをしっかりする、それから人権侵害、こういったことがないように…今難しい言葉で言いましたけれども、斉藤議員が仰ったように、やはり責任を持った活用ですね、これができるような教育というの段階的にしていくということが大切ですし、小中学校連携をした中で、教育を深化させていくということが大事だというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） これで、斉藤議員の質問を閉じます。
以上で一般質問を終わります。
ここで、換気のため、午後４時まで休憩いたします。

休 憩 午後 ３時５１分

再 開 午後 ４時

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第２ 継続事件審査結果報告を議題といたします。

本案につきましては、令和２年第４回定例会において、議案第５号「下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例」を総務産業常任委員会に付託しておりましたので、その報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 議案第５号 下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

令和３年２月１０日、閉会中の委員会審査に当たり、副町長、農務課長から、当委員会が付した意見について報告したいとの申し出があり、次のとおり報告がありました。

「直近の農業委員会に説明したこと。」「農業関係者に集まっていただくことがかなわず、JA北はるかの生産組織である部会長宛てに説明したこと。」「担い手協議会に説明したこと。」

その他の説明では、「畜産クラスター事業について、本年度申請が１件、もう１件は次年度の農林水産省の補正予算措置を見込んで申請を目指していること。」「条例改正の前後で制度の公平性の議論に係る説明はしていないこと。」「財政課題が前面に出ているにもかかわらず、激変緩和措置の予定はない。」等の説明がありました。

担当課長より、「激変緩和等の措置については、理事者の判断を仰ぎたい。」との申し出がありました。

令和３年２月１６日、閉会中の委員会審査にて、副町長と農務課長から報告を受けました。

私から「行革の一環として条例改正することは理解しているが、農業経営を承継し意欲を持って取り組む者への支援はないか。」に対して、副町長から「個人を特定して条例改正しないこと、畜舎施設整備で木材使用に係る支援を拡充しており、原案による新制度の下で支援させていただきたい。」との回答がありました。

また、土づくり事業の補助対象品目に係る質問に対して、担当課長から「執行する側の裁量により適切に支援していきたい。」との回答がありました。

その後、委員討議を行いました。採決に至りませんでした。

令和3年3月10日、常任委員会の委員討議の中で、一委員から「議案第5号に係る修正案」が提出されたため、修正案の説明を求めました。修正案提出の趣旨は次のとおりです。

畜産クラスター事業は、下川町全体の酪農業等の生産基盤強化や収益力の向上を行うための事業である。今後、担い手として意欲ある一事業者が実施する意向を示しており、この度の条例改正は不公平感が否めない。また、パブリックコメントと農業委員会等への説明の場において、経過措置、いわゆる激変緩和措置を求める意見が出されたと説明がありました。

別表第1の農業振興の部(3)の畜舎に係る整備事業について、今まで制度活用はないが、畜舎整備を予定する意欲ある一事業者を想定し、補助基準を改正前の5倍(1㎡2万円から10万円)にするとの説明があった。原案では、補助対象の用途を畜舎のみに改正するものであるが、本事業の目的は、認証木材の普及にある。本町の農業は畜産ばかりではなく、畜舎に限定することの不公平に疑義を抱くものである。

別表第1の農業振興の部(4)の土づくり推進事業であるが、従前は木炭など地域資源も補助対象品目であったとの認識だが、現行では消化液に限定しているとの説明があり、補助対象品目の説明がないままに変更されている感は否めない。また、改正後も消化液のみを該当資材とするとのことであるが、土づくりの重要性と地域資源の有効活用を考慮して対象となる資材品目を明記する必要がある。

財政状況が厳しい中であっても、経営意欲や担い手の継承意欲を支援し、地域が包摂的に取り組むことが、総合計画のありたい姿を目指す下川町のあるべき姿と考える。

以上の修正案提出趣旨の説明、委員討議を行い、委員から、「補助金の交付に当たり、適切な財政運営の下で財源の確保を的確に行うこと。また、適切な運用を図ること。」「条例の検討及び適切な措置については、4年を超えないと規定しているが、流動性があり不確定要素を含んでいる。本制度を活用して将来設計や事業計画を立てることに支障を来すことや公平性を欠くことのないように措置すること。」「農業振興審議会の答申ではおおむね理解されているのではないか。」「中小企業振興基本条例、林業振興基本条例との整合性からみて、農業振興基本条例だけ期限の延期をするというのはいかがなものか。」などの意見が出されました。

「議案第5号に係る修正案」に係る採決を行ったところ、「議案第5号に係る修正案」は賛成多数により可決されました。修正内容については、別紙のとおりです。

以上、審議の経過と結果について報告とします。

○議長(近藤八郎君) ただいま、総務産業常任委員長より、審査結果の報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

6番 蓑谷議員。

○6番(蓑谷春之君) それでは、原案に賛成の立場で発言をさせていただきます。

令和2年第4回定例会において、委員会が継続審査とした理由は、農業委員会に正式にお諮りしていないこと、改正予定内容を農業者に周知する必要があること、関係機関から意見を確認する必要があること、以上3点の課題を提示したところであります。

その後、担当課などからの聴取により、委員会が提示した課題をおおむね解決したものと判断できるわけであります。

次に、農業振興審議会に令和2年8月に諮問し、12月に答申された内容を見ましても、条例改正に反対する旨の内容は無く、「農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いていますが、現代に即応した施策等の充実や関係する事業者が一体となって連携を強化し、情報の共有化を図りながら、下川町の目指すべき農業の更なる発展を望むものです。」と締めくくられています。

農業団体の代表として審議していただき、下川町の農業全体を見通した中で、原案どおり了承されたと判断できるわけであります。

次に、既に条例改正されている林業振興基本条例、中小企業振興基本条例との整合性を考えた時、この農業振興基本条例だけに期限の延期を設けることは、今後の条例改正において、対象となる個人や団体が一部存在した際に、一部修正の改正が前提となり、收拾がつかなくなるようなことは絶対に避けなければなりません。

以上、原案賛成の討論とさせていただきます。

○議長(近藤八郎君) ほかに発言ありませんか。

1番 斉藤議員。

○1番(斉藤好信君) 原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、第一に、本条例は4年を超えない期間での見直しという規定に基づき、昨年度より農業振興審議会及びパブリックコメントにおいて周知を図ってきたものであります。

また、審議会においては、激変緩和措置も必要ないとの意見の下、了承を得ているものであります。

次に、農業振興審議会の答申は、農業者及び農業団体の代表として審議をし、結論づけたものと理解しております。

したがって、農業者及び農業団体の代表として結論されたものを尊重し、認めなければ、審議会自体の存在が問われるのではないかというふうに考えるものであります。

さらに、行財政改革を進める中で行われてきた中小企業振興基本条例、また、林業振興基本条例との整合性も図られています。

今後、原案の新制度の下で、農業者、農業団体と協議し、連携を密にしながら、町全体の農業振興を進めるための取組を期待するものであります。

議員各位に今一度、再考を求めますとともに、御理解を賜りますようお願い申し上げ、原案賛成の討論といたします。

○議長（近藤八郎君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、修正案に賛成者の発言を許します。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 継続事件審査 令和2年第4回定例会提案 議案第5号 下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論します。

本条例は、農業振興条例の修正案として、かねてより継続審議をされておりました。

条例の本旨として、主に補助率、補助対象の見直しであり、今回の審議では、議員各位が問題点があると判断し、本定例会まで継続審議となりました。

町政執行方針で町長が述べられたとおり、農業の振興は極めて重要であるとの認識の下、修正案では、畜産クラスターの補助に対し、令和5年3月31日まで期限を切って、激変緩和の措置をするものとなりました。

これは地域企業として大規模な投資をしながら、経営を維持する上でしっかり経済を回し、励んでいただくための…言わば投資であります。

現在、本町で経営しています酪農法人は、安定した経営をしており、それが本町の産業としての特色を生み出しております。

その結果、本町にもその補助に見合った応分の果実がもたらされているところであり、先進的に酪農法人の立ち上げに関わった方が、全国・全道的な表彰を受けるなど、先んじて活動されている酪農法人の方々の活躍によって、下川町の地域ブランドに貢献しているところでもあります。彼らの挑戦する文化は、その後続く酪農家にとっても法人化へと移行するハードルをかなりの部分で下げてくれましたし、本町もバックアップをすることで、いまや農業での生産額は畜産部門がかなりの比重を得ることとなりました。上川管内では、突出した乳牛地域となっておりますし、いまや下川の風景、そして経済を形づくる大きな柱の一つであることには誰も疑問がないはずです。

また、法人が立ち上がることで、新たな雇用が必要となり、本町民への労働の選択肢が新しい形で純増することも考慮するべきであります。

酪農法人が将来にわたり、しっかり稼いで、やがて回りまわってその果実は本町にも帰ってくる。そのためにもスタートの時点で、該当される酪農家においては、体力の厳しい状態にすべきではありません。なぜなら、導入移行直後は、どうしても想像しえない想定を超えるミスや思い込みからくる人的なミスから、どうしても損失は発生し、それらを乗り越えていくことで、その酪農法人としての独自のルールが定められていくからでありま

す。

また、認証木の施設補助にも、畜舎だけではなく、倉庫も該当すべきと考えます。

農業振興の本旨を考えた場合、農業基盤の増資のためには、倉庫は欠かせないものであります。地場の材料で施設が整備されることは、地域材への愛着の醸成や地元ブランドの認知を再認識していただくには欠かせないものであります。

この条例変更は、農家の経営基盤の強化に寄与するだけでなく、地元の林業、製材業も絡めた、お金の域内循環を促す条例変更となっており、農家だけがその恩恵にあずかるものではございません。農業を営む上で、いろんな付随資材や機械を有しており、保管をする建物を建てることで将来にわたって労働環境の面から生産性が上がれば、やがて本町に果実をもたらすことになると考えます。

地力増進の補助に関しては、補助対象名を指定し、条文に明文化しました。本町の土地の投資は、行政が補助することによって、農家自身に手間をかけてもらい、下川町の地面の価値を高める機能があります。次の世代にいつかは土地を託す…その時に、土を大切にしないで痩せた土地を次世代に渡してしまっただけではいけません。

将来の農業像を思い巡らせながら、農家は畑から出てきた石を愚直に拾い、次の世代へ向けて土地が肥えるように最善を尽くすのです。炭も堆肥も消化液も運用によっては農家の収益を高めるものです。その延長線上には、下川の土が肥えて、下川の稼ぐ力を強めることにつながるものと考えます。

行政は、単純にそれらの使用頻度が落ちたから削るのではなく、我慢強く継続的な支援をすることで、土地を良くしたいと努力する農家に対して、長期的に評価をして支援することが求められます。

また、域内循環の視点からも、この支援は理にかなっていると考えます。

条例の見直しについても、明確な年限を定め、将来の農業経営者に混乱を生むことがないような措置をする必要があります。恣意的に補助内容が見直されたのではと疑念が生じないよう、年次を切ることは肝要かと考えます。

それらを差し引いても、本条例修正案は、大幅な補助改正をすることには基本的には違いはなく、理事者からの提案内容を踏襲している形に沿った改正案であります。

議員各位にとりましても、農業振興基本条例改正案には、とても長い時間を審議に割いていただき、問題の共有と真摯な審議をしていただいたことに、深い感謝をするところでございます。

農業者が本町で励み、本町に貢献するためにも、以上の施策は最低限必要な事だと考えます。

以上の理由から、賛成といたしますので、議員各位の本旨の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます、修正案の賛成討論といたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 今回の修正案ですが、私は町長の公約に基づく淡々粛々とした提案であるならば、このように議論が分かれるということはないかと思いま

す。大局的な話でございますけども、政治は信頼であり、約束を守るということでございます。私たちは主権者である町民との約束を掲げ、町民からの負託を受け、この場にいるわけでございます。町長の町民との約束…稼ぎ、攻める政策を実行する。

本町の畜産は、農業生産の32億円のうち、24億円、75%…いわゆる稼ぐ産業です。雇用の確保、さらには税収…極めて重要、貢献する産業でございます。

そして、約束は耕種農家含めて酪農生産者への支援を充実させると、いわゆる十分に配慮する…備えていくということですね。

そのようなことを踏まえて、私は…議会として分かれるところでございますが、町長の公約を支えるものであり、バックアップするものであるというふうに考えております。

同時に、先ほど委員長報告にありましたとおり、クラスター事業というのは、下川町全体の酪農業をどうするか、生産基盤を高めようということ、実際には一個人がする事業でございますが、地域の酪農業をどうするか…稼ぐ畜産をどうするかという…大局的な話です。

先ほどありましたとおり、一定程度…やはり期限を決めて、制度の見直しをしなければいけないと…これは皆さんの共通項だと思います。がしかし、実態は想定していないといつつ、想定される事業者が1者。

もう一つ、これは町長の政策なので…これは本当に公約に基づくということで十分理解するんですが、畜産の…いわゆる牛舎ですね、これの木材利用について、1㎡が2万円から10万円…5倍、快適住宅の場合は1㎡5万円です。これを政策として増額していくと。

いろんな事があるんですが、想定される1事業者には補助金が減額になっていく、実質2分の1を3分の1という話になるんで…半分以下ということなんですね。そして1事業者に対しては5倍…結果として増額になると。この事態を見てですね、どうしてもこれが公平であるという論理が成り立たないんですね。

御案内のとおり、補助金というのは、町民の税金でございます。それだけを見て表現するわけではございませんが、いろんな疑義が生じざるを得ない、生じることがあるといわざるを得ない。いかなる理由がありましても、やはり公正でなければいけないですし、公平でなければいけないということでございます。

といつつ、私は、重点的に投資をして、それが全体的に効果が得られ、それがみんなの幸せになると、全て公平公正といつつ、重点政策として…結果として公平な感じになるということを私は思うんですが。

後、先ほどありましたとおり、補助制度の期限の見直しをすると…これは当然でございますし、一定程度、決めるべきだと…これは思います。が、農業者だけの意見を聞いて決めるという…これも町民全体の意見を聞くということですが、農業振興条例においても、経営感覚が優れた担い手育成へつながっていく支援の充実を求められております。

そのほか、いろいろございますが、修正案…先ほどの公約の話からですね、農業種全般的に…俯瞰的に捉えて、経営意欲を助長するものであつて、財政が厳しい状況下にあつても一定程度の稼ぎ、攻める農業振興の…維持が…いくものだと思います。

是非、公約というものを重く捉えていただきたいと思いますが、以上、そういう趣旨で修正案に賛成をさせていただきますので、皆さんの御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

委員長の報告は、修正です。

まず、委員会の修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第5号の修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会における議案審査のため、3月19日、午後3時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、3月19日、午後3時まで休会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

午後4時30分 散会